



特集

声を出しづらい 人々と社会調査

日本社会では、国際化の動きのなかで外国にルーツをもつ人々が増えている。児童虐待に巻き込まれる子どもたちも少なくない。日本語能力が十分ではない外国籍の方やそもそも言葉を扱えない乳幼児などのように、自らの意思をうまく伝えることができない人たちが直面する困難を、私たちはどのように捉えればよいのか。社会調査を行うにしても、自身で調査票に書き込めず、意思表示も難しい当事者の声を聞くことは、どのようにして実現できるのか。

意思表示の難しさという点では、少年院在院の非行少年のように接触に制限がありコミュニケーションが取りづらい人々もいれば、被差別地域をとりまく複雑な状況のなかで、自ら口を閉ざす人々もいる。本特集では、こうした人々を対象に社会調査を行ってきた研究者の経験をもとに、社会調査の難しさを強調するだけにとどまらず、どのような工夫が必要であったのかや、得られたデータを分析する際に注意すべき点は何であるかを考えてみたい。

(高野和良)



特集論文

1

調査困難者と社会調査

声を出しづらい人々の声を すくい上げるには

高野和良

九州大学大学院人間環境学研究院 教授

1 はじめに 特集の趣旨

「声を出しづらい人々」とは、ナイーブで曖昧な表現かもしれないが、本特集ではあえてこの言葉にこだわってみたい。「声を出しづらい」ことを、ごく単純に考えるならば、「声を上げる必要に迫られているにもかかわらず、何らかの要因によって声を出せない状況に置かれている」ことといえる。

この要因は、乳幼児や重い認知症を抱えている人々のように、身体的、精神的な制約のために意思表示が難しい場合や、差別や偏見が存在するために意思表示を回避する場合などがすぐに思い浮かぶ。後者は社会的な要因である。

声を出しづらくする身体的、社会的要因の存在について、これまでも多くの社会調査関係者によって注意が促されてはきたが、個別の指摘に留まっているように感じる¹⁾。そもそも社会調査の対象とされなかった場合もあり、また、限られた対象者への調査に留まり、回収率も低い場合もあったため、調査結果の代表性に疑問が残されてきた。そのため、社会調査を行ったとしても調査結果に反映されず、抜け落ちてしまう対象者が存在していたのである。調査者が、この問題にどこまで自覚的であるのかが問われることになる。そして、どのような対象者が、

なぜ対象から外れて（あるいは、外されて）いくのかを検討すべきである。

本特集では、これまで様々な理由から困難とみなされてきた社会調査の実施経験をもつ研究者たちが、社会調査が本質的に抱えている制約について論じている。社会調査が困難となるのはどのような状況であるのかや、実施にあたって、どのような対応が必要であったのかなどを具体的に提示してもらうことで、調査困難者に対して社会調査が抱えている諸問題についてのいくつかの論点を提示したい。

2 声を出しづらい人々に 対する社会調査をめぐる論点

「声を出しづらい人々（調査困難者）」に対する社会調査の論点として、本特集では、実態把握のための調査技法、対象者自身の認識の制約などを想定した。体系立った議論にはならないが、これらの論点を簡単に検討しておきたい。

実態把握のための調査技法

社会調査の一つの目的は、様々な対象が直面する社会問題の実態を明らかにすることにある。実態把握とは、一般的には社会問題の全体像の把握を意味する。しかし、日本の子どもの貧困問題を例に挙げるまでもなく、その存在を示す官庁統計などの客観的なデータがなければ実態

把握は難しいと考えられている。既存の客観的と考えられるデータがない場合は、当事者の判断を実態と見なして捉えることから調査を始めざるを得ない。未だ十分に社会的に把握されていない問題の場合には、当事者によって語られることをもとに、彼らの置かれている状況を確認せざるを得ないのである。だが、それは果たして実態把握といえるのだろうか。各当事者の個別の判断を単に聞いているに過ぎず、現状の追認に留まるのではないか。その際にどのような手続きを踏めば、それが実態を示しているといえるだろうか。

調査者自身の社会調査の経験から得られた知見を背景に、問題を析出していくことも手続きの一つとしてあり得るだろう。また、関連する他の領域での知見をもとに、状況証拠的に問題に迫ることもあると思う。こうした社会的に把握されていない問題を、どのような手続きで明らかにするかを考えることは、声を出しづらい人々に対して行われる社会調査に期待されることであり、調査技法の問題でもある。

調査技法の観点からいえば、本特集では質的調査に基づく論考が多いが、声を出しづらい人々への社会調査では対象者との関係形成（ラポール）にも難しい問題がある。聞き取り調査では、継続的な関係性が築かれてはじめて、調査対象者は調査者を信頼し、言葉を紡いでくれるといわれている。しかし、継続的な関係を結びにくい対象者が多くはないことも事実である。質問文に依存した調査票調査によって、文字を追っていく認知症者の意識を把握することは果たして可能であろうか。単独の社会調査だけに頼ることなく、様々な補足的な方法が採用されなければならない。

ひきこもりの当事者に対する調査を行ってきた石川良子は、オスカー・ルイスによる複合的自叙伝という方法を用いて、複数の家族成員が語った個々のライフストーリーを提示し、家族全体や生活の多面的な姿を描いている（石川,2018）。

声を出しづらい人自身からだけではなく、関係する人々の語りも加えながら、総合的な把握を目指すことは確かに有効な方法であろう。こうした方法論的な検討も必要であり、本特集の各論文でも言及されている。

一方で、多くの人々に問題として認知されているにもかかわらず、社会問題として取り上げられない場合がある。声を出しづらい人々の抱える課題を語る概念や言葉がないために、自らの状態を語れないままに置かれてしまうような状況下では、「問題は個人的なことであって自分自身で解決すべきなのだ。解決できないのは自分の努力が足りないのだ」という自己責任論にも帰結されかねない。個人的な問題と見なされている問題を、社会的な問題として認知させ、当事者が声を出しやすい状況へと促すことは調査の一つの方向性であろう。

確かに問題だとわかっている、実態把握が難しいという理由で立ち止まってしまうことは、本特集の執筆者の齋藤直子によっても指摘されている。交際相手に被差別地域出身であると告白したとしても、告白された側から「自分には関係ない」と対応されることによって、両者の関係が揺らいでゆく過程が聞き取り調査から示されている。交際相手の反応は直接的な差別ではないようにみえるが、差別問題に対する理解を深め、二人の関係を次の段階に進めるのではなく、問題が漂白されていく過程の意味を丁寧に分析している（齋藤,2017）。

これらを踏まえれば、問題を社会的なものとして位置づけることが必要ともいえるが、一方で、社会的であることが問題との距離を遠ざけてしまう可能性もある。被爆体験者の語りを丁寧に聞き取った根本雅也は、それぞれの被爆者の体験は極めて個別的であるにもかかわらず、「人類」の危機といった普遍的で抽象的な概念に接続されることで均質化されてしまい、個別性の強調が抑制される過程を描き出している。さらに、このことによって、被爆体験の内実がかえっ



て社会に届きにくくなることが指摘されている(根本,2018)。

対象者自身の認識の制約

声を出しづらい状況として想定されてきた以上のような人々は、自らの状態に気づいているといえよう。しかし、一方で、自身の置かれている問題状況に、そもそも気づいていない人々も少なくないのではないか。「無自覚に声を出さない人々」の存在にも注意すべきである。

徳川直人は、色覚障害を抱える人々の語りづらさとして、色覚検査の廃止によって自身の色覚障害に気づいていない人々がいるように、自分の問題を理解しておらず語りづらい状況に置かれている人々の存在に注意を促している(徳川,2016)。

また、齋藤は本特集論文で、結婚差別を受けた側だけが調査困難者なのではなく、「結婚に反対した親」である「差別をした」側も調査困難者であると、重要な指摘をしている。齋藤自身も、子の結婚に反対した親から直接に話を聞いたことはないのだが、仮に話を聞けたとしても、差別を合理化するような親の語りによどのような態度を取るべきなのかという問題に直面することになるのだという。自分が差別者であることに、気づいていないかもしれない人も調査困難者であり得るのだ。

また、声を出しづらい状態にあるのは個人に限ったことではない。轡田竜蔵は、地方の都市近郊地域と人口減少地域に暮らす若者に対して、大規模な量的調査と質的調査(デプス・インタビュー)を組み合わせた社会調査を実施し、地方暮らしの若者の幸福を支える要因を明らかにしている(轡田,2017)。地方で暮らす若者たちは、東京や大阪のような大都市の若者たちと同じ時代に生きているにもかかわらず、十分に社会調査の対象として取り上げられることは少なかった。声を出しづらい人々を調査対象として現出させていくことも、大きな課題となる。

さらに、社会調査は調査者と対象者との相互行為であるが、語りを聞く側の優位性のなかで、社会調査が行われるのであれば、対象者は声を出しづらくなる可能性がある。根本によれば、被爆者が被曝体験を語る際には、結果的に聞く側の望む語りの枠を越えることができず、被爆者が被曝体験以外を語る事が拒絶される場合もあるのだという。被爆者が、被曝体験以外の戦争批判などを語ることは期待されないのである。結果として、語る側は、聞き手の期待に応える形でのみ存在することになる。語りづらさに潜む、調査者と対象者との権力関係についても意識的であればならない。後述するように、本特集では作田誠一郎論文が少年院在院少年に対する社会調査の実態から、井上眞理子論文が家族内の虐待問題から、この点に迫っている。

3 特集論文の概要

本特集は、齋藤直子論文「結婚差別の経験を聞くことをめぐる『困難』」、高畑幸論文「日本語の理解が難しい人びと」、作田誠一郎論文「少年非行調査の課題と今後の展望」、そして井上眞理子論文「調査と介入」という4編の論考で構成されている。各論考の概要を紹介したい。

特集論文2 結婚差別の経験を聞くことをめぐる「困難」——被差別部落出身者への結婚差別問題の調査をめぐって(齋藤直子)

自身の調査経験から、「どのような意味において結婚差別を経験した人の『声』をすくうのは難しい(とみなされる)のか」が検討されている。

そもそも齋藤が、結婚差別という厳しい事態に直面した人々と出会えたのは、結婚差別調査を目的として調査対象者を探したのではなく、「生活史調査および被差別体験を調査するなかで結婚差別を経験した人に出会い、それが部落問題のなかでもとりわけ実践上の重要な課題であり、学術的にも解明しなければならない問題」

であることを知ったからだという。「研究課題を選んだというよりは、社会的な状況に研究課題を指定された」のであり、そこから得られた研究成果を「アウトプット」(社会的に還元)することによって、さらに調査対象との出会いにつながったのである。

これらの経験から、まずは問題の全体把握が必要であり、そのうえで個別の課題にアプローチすることが望ましいという。このことは調査技法の考察の参考となる。部落問題研究では課題解決の基礎資料を得るために「質的調査と量的調査がそれぞれ得意とする調査を分担し、これらを織り交ぜた調査モノグラフをめざす志向」をもっていたが、「同和対策事業特別措置法」をはじめとする同和対策関連法が失効した2002年以降は、行政による大規模調査がほとんど行われておらず、全体を把握することが難しくなっている。量的調査で全体を把握し、質的調査で個別の課題を深めることが必要だという指摘であるが、これは前述した実態把握のための調査技法に関する重要な示唆ともいえる。

特集論文3 日本語の理解が難しい人びと—— 2018年・静岡県夜間中学ニーズ調査から (高畑 幸)

静岡県で実施された夜間中学のニーズ調査を事例としている。その調査では、調査テーマである「夜間中学」のことを、調査を行う側の調査員も、調査を受ける側の対象者もほとんど知らなかったのだという。調査対象者を探しながら50人以上のインタビューを行うという調査過程からみえてきた課題が具体的に示されるが、外国にルーツをもつ人々の夜間中学に対するニーズを把握するには困難を伴う。まず、母集団の確定が難しい。そこで、「日頃から外国人支援活動に関わっている人」を調査員とし、回答を「積極的に取りにいく」タイプの調査技法を編み出していく。これは機縁法といえるが、調査員自身も夜間中学の存在を十分には理解していな

かったため、ミーティングを十分に行うことで共通理解を形成し、調査票を多言語化(日本語、ポルトガル語、英語、フィリピン語)することによってはじめて、この機縁法が効果的に機能し、各調査員がそれまでの支援活動を通じて接してきた人々への調査が可能となったという。対象者が潜在化している、声を出しづらい人々への社会調査の成否は、調査技法の様々な応用のあり方が鍵を握るのである。

実際の聞き取り調査の場面では、多言語化された調査概要説明書と同意書を用い、さらに夜間中学に関する短い政府広報の動画をスマートフォンなどで対象者に観てもらい、夜間中学の具体的なイメージを掴んでもらったうえで、半構造化インタビューが行われる。これらの対応によって、調査を終えた対象者が、次の対象者を頻繁に紹介してくれることになり、社会調査は比較的順調に進んだという。つまり、調査困難者であっても、調査技法の工夫がうまく機能すれば社会調査の困難が緩和されることが示唆されているのである。

特集論文4 少年非行調査の課題と今後の展望 (作田誠一郎)

少年院在院少年に対する社会調査の経験が検討されている。少年非行に対する社会の意識は依然として厳しいが、実際には非行少年の検挙者数は減少傾向にあり、社会の意識と実態にはズレがある。このズレを埋めるには、社会調査から得たデータや知見を蓄積し、それを社会に発信することが必要である。

そうした役割が期待されてきた少年非行調査は、公式統計調査、アンケート調査、インタビュー調査、参与観察、ドキュメント分析、さらに言説分析的な文化的側面などを用いて行われているが、少年非行調査の特徴でもあり課題といえるのは、「調査対象者としての非行少年の確定と接触」である。触法行為を行った少年は非行少年として確定できるが、校則違反などを行った場



合を非行少年とみなすかどうかは、調査者の定義に委ねられている。このため調査者による対象者の選別が行われている可能性があり、恣意的な対象者選別をいかに回避するかが問われることになる。

インタビューやアンケート調査などを行おうにも、触法行為に至らない非行少年への調査は、少年自らが非行行為を行ったことを申告しなければ、対象者にたどり着くことは難しい。学校などで非行少年に対する社会調査を行うことが、いかに困難であるかがわかる。例外は、少年院などの施設に入所している場合であり、作田は全国の少年院を対象として非行少年調査を実施しつつある。

在院少年は、加害者であると同時に、生育過程においてDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者であることも多く、インタビュー調査で家族関係を聞き取るにあたっては、少年の「心的な負担」への配慮が必要となる。また、在院少年には発達障害を抱える少年が増えており、複合的な課題をもつ少年に対する調査では質問内容を平易な表現に置き換えるなどの個別の対応が必要であり、これらは声を出しやすくするための調査技法の課題である。また、対人的なコミュニケーションの苦手な非行少年との関係形成（ラポール）も課題となる。

在院少年へのインタビュー時には、保安面から法務教官の同席が必要となる。しかし、例えば当の法務教官の処遇に関する評価質問を在院少年に行う際には、法務教官は同席しない方が望ましい。在院少年に与える法務教官の影響力は大きいので、社会調査の場に存在する権力性をできるだけ排除し、いかに調査者と対象者とを対等な関係性のなかに置くことができるかが問われる。そのため作田は、非常時に即応できる呼び出しベルを用意することで、法務教官が離席した環境で非行少年対面調査を実現したという。

特集論文5 調査と介入(井上真理子)

ファミリー・バイオレンス、とりわけ児童虐待と「子による親に対する暴力」(Adolescent to Parent Abuse) に対する調査研究の経験をふまえ、ファミリー・バイオレンスの当事者を「声を出しづらい人々」ととらえ、そうした人々の「語り」を引き出すには、まず、声の出しづらさの原因を明らかにし、除去しなくてはならないと論じている。しかし一方で、そうした対象者への働きかけは一種の介入であり、社会調査の域外に出ることを意味するのではないかと疑問を提示する。

他者から付与されるスティグマへの恐れ及びこれを回避するために他者との交流を断つことが「声を抑圧するバリア」であり、外因性の声の出しづらさにつながる。また、子による親への暴力に直面している親は、自身の被害を信じたくないために、声を抑圧するバリアに陥る。認識の歪みとしての内因性のバリアである。井上はこの内因性のバリアに注目する。児童虐待の被害者は、加害者から付与された「無力で劣った自己像」に囚われてしまい、歪んだ認識をもつ。これは内因性のバリアであると同時に、加害者という外部からもたらされている点では外因性ともいえ、内因性と外因性の結合形態である。

バリアの除去には治療的介入による自己認識の修正が必要だが、自己認識を再構成するのは治療の「クライアント」であって「被調査者」としてではない。「調査と介入」という問題、すなわち調査者が介入せず、被調査者の声を抑圧するバリアを克服するための手がかりを、浦河べてるの家における「ピアサポートグループ・ディスカッション」などに求める。

当事者が声を出しづらい、あるいは言語化できない状態である時、援助者として介入し当事者と相互作用を行っている福祉職の事態認識と対処の仕方も情報となるという。もちろん、福祉職の主観的認識というバイアスには注意すべきであるが、複合的な観点に基づいて実態を

把握するための調査技法といえよう。

4 おわりに

『社会と調査』第6号の特集「福祉と医療をめぐる現場学」の掲載論文のなかで、前田拓也は「ことさら『福祉』の領域に『困難』という語り口が重ねられるのはなぜか」と問いかける。そして、「『福祉／医療を調査することには困難が伴う（はずだ／にちがいない）』としてしまう『わたしたちのありかたに』について捉え返す作業」が十分に行われてこなかったと述べる。齋藤論文でも指摘されているが、この問いかけは本特集にとっても重要である。

本特集の各論考で明らかにされた声を出しづらい人々に対する社会調査の難しさは、多くの社会調査実践においても同様に起こり得る問題であり、声を出しづらい人々に対する社会調査が、なぜとりわけ難しいと見なされるのかを考えな

ければならない。

これについて齋藤は、社会調査が困難と思えるかどうかは、問題に「コミットメント」があるか否かに依るとして、研究課題や調査フィールドに「長期的に関わり幅広く調べるなかで、困難に見えていた調査が不可能でないことに気づいていく」ことが必要だとする。至極単純ではあるが、重い指摘である。問題に対して、様々な調査技法を組み合わせ、比較に基づいた総合的な視点をもつこと、極論すれば社会学的想像力をもつことが重要であるともいえよう。

もちろん、声を出しづらい人々に対する社会調査の課題は、本特集で提示した論点に限らない。目の前に確かに存在しながら、すくい上げられていない問題を抱えている人々を捉えるために社会調査は必要である。本特集が、そうした社会調査実践の一助になることを願っている。

注

1) 本特集の問題意識に連なる特集として、『社会と調査』第6号(2011年)の「福祉と医療をめぐる現場学」がある。福祉と医療の現場での社会調査の難しさをめぐって、例えばフィールドに入る際の手続きに関する課題などが様々に検討

されている。福祉と医療の現場での社会調査は、一見して困難にみえるが、それはどのような社会調査でも直面する本質的な問題につながっていることが示唆されている。本特集とあわせて参照願いたい。

文献

井上真理子, 2018, 『ファミリー・バイオレンスと地域社会—臨床社会学の視点から』多賀出版。

石川良子, 2018, 『ひきこもり』をめぐる家族の経験—複合的自叙伝によるアプローチ』古賀正義・石川良子編著『ひきこもりと家族の社会学』世界思想社: 169-205。

轡田竜蔵, 2017, 『地方暮らしの幸福と若者』勁草書房。

前田拓也, 2009, 『介助現場の社会学—身体障害者の自立生活と介助者のリアリティ』生活書院。

———, 2011, 「はたらきながらしらべる—障害者介助の『現場』を調査することの『困難』をめぐって」『社会と調査』6: 12-18。

六車由美, 2012, 『驚きの介護民俗学』医学書院。

根本雅也, 2018, 『ヒロシマ・パラドクス—戦後日本の反核と人道意識』勉誠出版。

徳川直人, 2016, 『色覚差別と語りづらさの社会学—エビファニーと声と耳』生活書院。

齋藤直子, 2017, 『結婚差別の社会学』勁草書房。

作田誠一郎, 2018, 『近代日本の少年非行史—「不良少年」親に関する歴史社会学的研究』学文社。

高畑幸, 2015, 「人口減少時代の日本における『移民受け入れ』とは—政策の変遷と定住外国人の居住分布」『国際関係・比較文化研究』14(1): 141-157。

浦河べてるの家, 2002, 『べてるの家の「非」援助論—そのままがいいと思えるための25章』医学書院。



特集論文

2

結婚差別の経験を
聞くことをめぐる「困難」被差別部落出身者への
結婚差別問題の調査をめぐって

齋藤直子

大阪市立大学人権問題研究センター 特任准教授

1 はじめに

マスコミの方から「部落出身者で結婚差別に遭った人を紹介してください」と依頼されたことがある。この方は、自力で調査対象者と出会うことは難しいと考えたのであろう。そこで、筆者が聞き取りをした人物に、重ねて取材をしようと試みたようである。

しかし、筆者には調査対象者と知り合った経緯があり、筆者との信頼関係に基づいてインタビューをおこなったので、「『同じ内容を記者に話してください』と彼らにお願いすることはできません」とお断りした。また、筆者は部落問題について広く取材を続けるなかで、結婚差別の話題に触れる方にたまたま出会うのであって、「最初から結婚差別を受けた人だけを探すのは難しいのではないか」という助言もした。

このエピソードは、部落出身者への結婚差別問題を調査することの「困難」を想起させる。つまり、被差別体験のある人に出会うことは容易ではない、あるいは出会ったとしても、こちらが企図した内容を聞けるかどうかはわからないのである。

結婚という機会は、部落差別が顕現する場であるとされてきた。結婚差別問題は、日本社会における部落差別のありようを研究するために

欠かせない分野であるにもかかわらず、学術的な研究はきわめて少なかった。研究蓄積の薄さも、この問題の研究が困難であるという印象を抱かせるひとつの要因かもしれない。

筆者は2017年に『結婚差別の社会学』を出版し、これまでの被差別部落出身者への結婚差別問題の研究をまとめた。本稿では、筆者がおこなってきた調査研究の経験から、どのような意味において結婚差別を経験した人の「声」をすくうのは難しい（とみなされる）のかを、いくつかの方向から考えてみたい。

2 部落出身者への結婚差別問題とは

本稿の目的である「調査困難」をめぐる議論に先立って、部落問題および部落出身者への結婚差別問題について簡単に説明しておきたい。部落問題を厳密に説明しようとするれば、とても込み入った議論になるので、ここでは次のようなシンプルな説明を引用したい。

「江戸時代以前の身分制度のもと、賤民身分とされた人びとが居住している地域（部落）であるために、差別の対象となってきた部落のことを、今日では「被差別部落」と呼び、その略称として「部落」という用語が使われるようになっています。部落問題とは、部落出身者と見なさ

れた人びとが、差別受けることによって生じている現代の社会問題です」(内田・妻木・齋藤, 2017)

1969年の同和対策事業特別措置法とそれに続く一連の法律により、国や地方自治体が主体となって、同和地区に指定された地域の改善、法の対象者への就労保障や子どもの学力保障、市民に対する啓発などが進められた。これらの事業は、一定の改善がみられたとして2002年に終了した。

ところが2000年代に入り、インターネット上での差別的な書き込みや、部落の地名や部落出身者を「暴く」行為が社会問題化した。このような状況を受けて、2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し施行された。その第1条には「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とうたわれている。この法律の審議過程において、立法事実として何度も例示されたのが、筆者の研究テーマである結婚差別問題であった(齋藤, 2017b)。

結婚差別とは、広義では「部落出身を理由に結婚を避けること」であるが、狭義では「部落出身者と部落出身者でないカップルが結婚に合意しているにもかかわらず、部落出身であることを理由に(部落出身でない側の)親が結婚に反対すること」を指す(齋藤, 2017a)。

本稿では、筆者の結婚差別をめぐる聞き取り調査の経験をもとに、「どうして調査が難しいのか」あるいは「どうして調査が難しいとみなされるのか」について考察していきたい。

3 部落問題をめぐる「声」をすくうのは難しいか

『社会と調査』では、本号の特集『「声を出しづらい人々(調査困難者)」と社会調査』と問題関心の近い企画が過去にも組まれている。第6号の特集「福祉と医療をめぐる現場学」である。

福祉および医療現場での調査の困難をめぐるいくつかの論考が掲載されている。そのうちのひとつである「はたらきながらしらべる——障害者介助の「現場」を調査することの「困難」をめぐる」において、筆者の前田拓也は「福祉」の領域がことさら調査困難であると「みなされる」ことこそが問われるべきであると述べている。

もちろん、困難などない、と言いたいのではない。身も蓋もない物言いだ、それぞれの調査にはそれぞれの困難があるのではなかったか。にもかかわらず、ことさら『福祉』の領域に『困難』という語り口が重ねられるのはなぜか、という問いはあってもよいと思う(前田, 2011)。

前田と同様に筆者も、部落差別とりわけ結婚差別を受けた人を社会調査の対象とすることについて、ことさら困難があるとは考えていない。「『困難』という語り口が重ねられるのはなぜか」という問いは、あらためて考えてみる必要があるだろう。

部落問題は、しばしば「難しい」という単語と結びつけられてきた。例えば、人権意識調査の自由記述では、部落問題は「難しい問題である」とは思うが「この手の問題がデリケートで難しい」、「改めて難しい問題であり」といったように、「難しい」という単語と結びつけられることが少なくない(西田, 2012)。

江嶋修作は、部落問題を語るときに生じる人々の構えを「タテマエ・タテジワ・タニンゴト」(江嶋, 1985)と表現した。部落問題に対して構えた態度をとる人々の発する、典型的な表現がまさに「部落問題は難しい」である。つまり、部落問題について具体的に言及することを避けるときに、この表現が選ばれる。部落問題に対して「困難」、「難しい」という言葉が、このような意味において使用されてきたことは言及しておくべきであると思う。

一方、部落差別を受けた人々の「声をすくう」



この現実的な困難も、たしかに存在する。部落問題のなかでもとりわけ結婚差別をめぐっては、調査の難しさに起因した研究蓄積の脆弱さが指摘されてきた。

結婚差別問題の調査研究の蓄積が極めて弱く、教育啓発のさまざまな課題に応えられていないことがある。即ち、結婚差別は現象的には極めてプライベートなレベルで現れること、そして当事者等にとっては結婚時のみの問題ではなく、それ以降も大きな影響を受けて生活していること、さらには個人情報保護という課題もあること、などがあり、結婚差別問題の調査研究は極めて少ない(中村,2005)。

次節以降、「結婚における差別事象」という、きわめてプライベートな要素を含み、なおかつ現在の生活にも影響し続けている問題についてあえて語ってくれた人々に、筆者がどのようにして出会ったのかについて述べる。

また、結婚差別問題を調査し研究することの困難は、別の側面からも論じることができるだろう。第6節および第7節では、「加害者」への調査という問題と、構造的な差別と「聞き取れない声」をめぐるとの問題について述べる。

4 調査対象者といかに出会うのか

この節では、筆者と調査対象者とが出会った経緯について述べるが、そのためには、筆者の研究テーマが定まっていたプロセスについてふれる必要がある。対象者との出会いとテーマ選定は、同時進行だったからである。実は、ある調査プロジェクトに参加するまで、筆者は結婚差別問題を研究テーマにしていたわけではなかった。

筆者は修士課程在籍時に、奈良県下のある被差別部落において、部落女性を対象とした生活史調査をおこなっていた。そして修士論文では、地域の住環境整備運動における女性の役割につ

いて論じた。この調査でも、結婚差別について語った女性がいたのだが、そのときは主要な課題として認識していなかった。それが90年代末のことであった。

2000年に、大阪府・市による大規模な同和地区実態調査および市民意識調査がおこなわれた。そのプロジェクトのひとつである「被差別体験調査」チームに参加し聞き取り調査をすすめるなかで、筆者は結婚差別問題に改めて出会った¹⁾。

同和地区在住者を対象者としたアンケート調査の末尾に、被差別体験の聞き取りに応じてくれる方を募集する欄を設けていた。そこに連絡先を記入した方を対象に聞き取り調査をおこなった。調査チーム全体で、35名の方にお話をうかがうことができた。聞き取りのなかで語られた被差別体験は、「土地に対する差別」、「学校や職場での差別発言」、そして「結婚差別」に大別することができた。とりわけ結婚差別の体験が大きな割合を占めた。本人だけでなく周囲の人々の経験も含めると、結婚や交際に関するエピソードは80件にのぼった。

本調査を通じて、結婚差別問題に悩む人々が少なくないことを知り、実践的な課題解決のための重要な研究テーマであると認識した。

つまり、筆者は最初から結婚差別をテーマとして調査対象者を探したのではなく、生活史調査および被差別体験の調査をするなかで結婚差別を経験した人に出会い、それが部落問題のなかでもとりわけ社会問題としての実践上の重要な課題であり、学術的にも解明しなければならない問題であることを知ったのである。筆者が研究課題を選んだというよりは、社会的な状況から研究課題を指定されたように感じていた。

仮に、最初から結婚差別をテーマに決めて、結婚差別を受けた人を探し、その体験を語るように依頼する方法を採用していたならば、調査は難航したであろう。このような認識が、冒頭のマスコミ関係者への助言につながった。

その後、2008年から2009年にかけて大阪市内

の被差別部落で生活史調査をおこない、2011年から12年には部落解放・人権研究所「全国部落青年の雇用・生活実態調査」チームとして、青年の生活史調査をおこなった。さらに2011年から2013年には、解放運動とそれに共闘する女性活動家の調査に参加した。2018年からは、部落からの転出経験者や部落問題に携わる部落出身でない人々への聞き取り調査を進めている。これらの調査中にも、結婚差別を経験した人に会った。

調査テーマは、あらかじめ研究者が設定する場合もあれば、大規模調査をおこなうなかで浮かび上がることもある。質的調査の場合は、先にテーマを絞りすぎてしまうと、ときに効率が悪く、重要な論点を見逃してしまうこともあるだろう。

5 研究成果が新たな出会いを生む

大阪府・市による2000年調査の報告書を執筆したのち、それをもとに筆者は結婚差別に関する論文を執筆した(齋藤,2002)。この論文がきっかけとなり、筆者は次第に「結婚差別の研究者」と認識されるようになった。それと同時に、結婚差別に関する情報が筆者のもとに集まるようになった。例えば、中学校・高校教員が1980年代に結成した「ネットワークkakekomi寺」から、結婚差別の相談員になるよう勧誘された。kakekomi寺の活動を通じて、過去のものではない「現在進行中」の結婚差別についての相談を受け、解決に向けて話し合うという経験をした。kakekomi寺に相談した人が結婚に至った後でインタビューに応じてくれることもあった。

また、結婚差別をテーマとした講演会や学習会の講師を依頼されることも増えた。そのような場で、さまざまな情報に触れた。結婚差別の経験を語ってくれる人や、筆者の講演内容を補強するようなコメントを与えてくれる人、聞き取りに応じてくれる人などに会った。

結婚差別の相談を個別に受ける機会もあった。家族に結婚を反対された経験をこっそりと筆者に告白する人や、そのような内容の手紙を送ってくれた人もあった。

筆者の研究に対する反応を通じて、筆者にはこれまで以上に結婚差別の存在がよく見えるようになり、「結婚差別は重要な研究課題である」という認識を強めた。研究のアウトプットが新たな対象者と出会う呼び水になるのだ。評論家の荻上チキも、筆者と似たような経験を語っている(荻上・ヨシタケ,2019)(谷口・荻上・津田・川口,2019)。

例えば、私の周囲の人間、知人、友人、さまざまな、関わりのある人の中ではですね、具体的なもう3人、こうした(部落出身者への:筆者注)結婚差別の、実態に遭っていて、やっぱりそういった相談なんかとか、報告とか、こんなことあったんだよ、前についていうこととかを聞いていたりするので、やっぱり未だに、なくなっていないということは、すごく、よく感じていたんですね(荻上,2016)。

部落問題に理解があるという評価を通じて、荻上のもとに部落差別の相談が寄せられるのである。東京は部落問題が可視化されにくいと言われるが、折に触れて部落問題について情報発信している荻上のもとには、結婚差別の情報も集まってくるのである(上川,2016)。

前節では、自らの調査テーマにみあった調査対象者をピンポイントで探すのではなく、概括的な調査をするなかで、探求すべき課題が浮かびあがってくるプロセスについて述べた。本節では、その研究成果をアウトプットすることが、さらなる調査対象者との出会いにつながる可能性について述べた。

部落問題という研究分野においては、課題解決のための基礎資料とすべく、質的調査と量的調査がそれぞれ得意とする調査を分担し、こ



れらを織り交ぜた調査モノグラフをめざす志向が強かった。総合的な調査をおこなうことによって、結婚差別という重要課題の研究も進んだのである。しかし、同和対策関連の法律が失効した2002年以降、行政による大規模調査はほとんどおこなわれていない。2016年の部落差別解消推進法の第6条には、国が地方自治体の協力を得て「調査」することが明記されている。規模の大きい総合的な調査であることが期待される。

6 「結婚に反対した側」をめぐる調査の困難

ここまででは、結婚差別に遭遇した、いわば「差別を受けた」立場の人々への聞き取りについて述べてきた。厳密に言えば、結婚差別に遭遇した人のなかには、相手の親に結婚を反対された部落出身者と、自らの親に結婚を反対された部落出身でない者という2つの立場がある。

そして、結婚差別問題をめぐる3つめの立場が、結婚に反対した（部落出身でない側の）親である。結婚差別をめぐる調査の大半は、前の2者に対するものである。部落問題に関して「調査困難」があるとすれば、結婚に反対した親（あるいは「差別をした」側ということもできる）への調査だといえるかもしれない。

まずひとつには、かれらへのアクセスという面での困難がある。一般的に、何らかの「被害」の経験と比べると「加害」の経験は積極的に語られることはない。筆者は、親の反対を受けて部落出身者の恋人と別れたという意味で「差別をした」人と出会ったことはあるが、子の結婚に反対した親から直接的に話を聞いたことはない。加害あるいは「差別をした」という認識をもつ人に、その経験を語ってもらうことは、被害を語ってもらうことよりも一段と難しいかもしれない。

一方、結婚に反対した親が、自らが「差別した」と認識していない場合もありうる。親が子の結婚に介入することや、親の意に介さない者との

結婚を認めないのは当たり前のことで、それが差別につながっているとは思ってもよらない、という人もいるのではないか。差別の加害についての調査対象者を募るとき、このような人々の存在は見過ごされてしまうだろう。

「差別した」経験者をピンポイントで探すのは難しいので、配偶者選択をめぐる家族社会的な調査のなかで、そのような考えをもつ人との出会いを求める必要があるかもしれない。

仮に結婚に反対した経験のある調査対象者に出会えたとしても、次にその記述をめぐる別の「困難」が生じるだろう。子の結婚に反対する語りは、ある意味、差別を合理化する語りでもある（荻上・立岩・岸,2018）。調査者は、聞き取りの場面では「それは差別です」と反論せず、ひとまず親の言い分に耳を傾けるかもしれない。しかし、分析をおこなう際に、親の言い分をそのまま記述することは、差別を肯定することになりかねない。逆に、差別だとして批判的に書くことは、調査対象者への不誠実な態度になりかねない。聞き取りの場では、共感的な態度を示したからである。どのように記述するにしても、必ず「困難」に直面するだろう。

以上、結婚に反対する親に対する2つの困難（アクセスの問題と記述の問題）について述べた。部落差別問題は「部落出身者の問題」ではなく、差別を温存する日本社会の問題である。「差別する側」の研究は、日本社会の特徴を明らかにする意味において重要なテーマであるが、「差別する側」を調査・記述することに伴う困難は、社会調査の方法論的にもいまだ解決できていない問題であり、今後も検討していかなければならない。

7 差別の言語化をめぐる問題

最後に、言語化できない構造的な差別という意味での「調査困難」について考察する。

『結婚差別の社会学』刊行後、筆者は友人から

ひとつの提案を受けた。その人は、人権問題に関連する研究者であり、部落出身者としてのアイデンティティをもつ運動家でもある。「社会的マイノリティのなかには、恋愛中に受けた被差別体験から、新しい恋愛に踏み出すことに恐怖を抱いたり、結婚を諦める人もいる」と彼は述べた(齋藤,2018)。このような不安や諦念を抱き、恋愛や結婚から距離を感じている人のことも研究してほしいというのである。

また、筆者の過去の調査において、恋愛中に本人の知らないうちに差別を受けていたという「恋愛差別」について語った人がいた(齋藤,2017a)。交際相手に部落出身であることを告げた後、交際相手の態度がぎこちなくなり、最終的に別れを告げられたという。しかし、別れる理由ははっきりと述べられなかったため、部落差別を受けたのかどうかは明確にはわからなかった。彼の場合、状況から考えて部落差別の可能性が高いと判断したが、まったく知らない間に、「恋愛差別」を受けている人もいるかもしれない。

過去の被差別経験から恋愛・結婚を躊躇してしまうことも、「恋愛差別」の経験も、広い意味で結婚差別問題の範疇に含まれると思われる。上記の2例の語り手は、自らの体験を言語化するなかで部落差別を鋭く指摘することができた。しかし、恋愛・結婚の機会がなかったり、交際が長続きしなかったりすることが、差別の効果なのか、それとも日本全体が「交際相手と出会えない」社会であるからなのか、自分の状況を客観的に分析できる人ばかりではない(国立社会保障・人口問題研究所,2017)。

一方、われわれ研究者が先回りして、このような差別の構造が存在すると語ることは、かつて桜井厚が八木晃介を批判した問題を想起させる(岸,2018)。「部落から出たことがないので、差別を受けたことはない」という語り手を、「構造的な隔離による社会的遮断をも差別としてとらえるという感性力や認識力を、まさに差別によって剥奪されてしまった存在」(八木,1992)

として、マイノリティを無力な人間に描くことが問題視されたのである。しかし一方で、恋愛・結婚への躊躇や「恋愛差別」は実在するのであり、会話のなかで語られた単なるストーリーではない。上記の2例を、実在するかどうかを問わず、ストーリーとして扱ってもいいのだろうか。

「声にならない」けれども確かに存在するであろう問題をどう扱うべきかという問いは、部落問題研究および社会調査研究において、90年代から議論され続けてきたし、いまま決まった解決方法は存在しない。

だが、あるひとつのできごとは、この社会の状況とまったく無関係に存在しているのではない。ひとつの事例だけを精査する方向に向かうのではなく、より多くの事例や他の資料等を重ねていくことを目指すべきであろう。部落問題研究の総合的な調査モノグラフへの志向が、このような分析に生かされることを期待したい。

8 おわりに

本稿では、被差別部落出身者への結婚差別問題に関する筆者の調査研究の経験を通じて、結婚差別をめぐる調査の「困難」について考察してきた。

まず、結婚差別経験という可視化されにくい問題について、どのように調査を展開したのかについて述べた。あらかじめ結婚差別という調査テーマを設定し、それにみあった調査対象者をピンポイントで探したのではなく、部落問題に関する概括的な調査をするなかで、結婚差別という課題を見出したプロセスを述べた。そして、研究成果のアウトプットが、さらなる調査対象者の出会いにつながる可能性について述べた。

第6節では、結婚差別を「した」側を調査する場合の2つの困難(アクセスの問題と記述の問題)について述べた。この課題を乗り越えるためのひとつの方法は、日本の結婚における親の介入の問題を家族社会学的に調査することであるが、



これは筆者の今後の課題としたい。

第7節では、言語化されていない構造的な差別を調査する「困難」について考察した。この問題は、90年代から持ち越されてきた議論である。質的調査研究を進める者すべての課題として、ここで改めて提起しておきたい。

最後に、再び「『困難』という語り口が重ねられるのはなぜか」という前田の問いにたちかえ

りたい。調査が困難に思えるかどうかは（非常に単純な答えであるが）当該問題にコミットメントがあるかどうか懸かっている。そもそも、社会調査は時間をかけて深くおこなうものではなかったか。ひとつの研究テーマや調査フィールドについて長期的に関わり幅広く調べるなかで、困難に見えた調査がけっして不可能ではないことに気づくのではないだろうか。

注

1) 大阪府・大阪市2000年調査とはほぼ同時期の98年から99年にかけて、部落解放・人権研究所が「通婚カップルに対するインタビュー調査」をおこなっている(部落解放・人権研究所2003)。部落出身者

と部落出身でない組み合わせのカップルに聞き取りをおこなった調査であるが、結婚差別を乗り越えて結婚に至っている事例が少なくなかった。

文献

部落解放・人権研究所, 2003, 『部落マイノリティ(出身者)に対する結婚忌避・差別に関する分析』部落解放・人権研究所.

江嶋修作編, 1985, 『社会「同和」教育変革期(つくりかえ)』明石書店.

上川多実, 2016, 「東京に部落差別はない?—見えない差別を可視化するBURAKU HERITAGEの挑戦」2016.10.14 (2020年1月1日取得, <http://synodos.jp/society/18160>).

岸政彦, 2018, 「鉤括弧を外すこと」『マンガーと手榴弾』勁草書房:63-114.

国立社会保障・人口問題研究所, 2017, 『現代日本の結婚と出産: 第15回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査) 報告書』国立社会保障・人口問題研究所.

前田拓也, 2011, 「はたらきながらしらべる—障害者介助の「現場」を調査することの「困難」をめぐる」『社会と調査』6:12-18.

中村清二, 2005, 「結婚差別の問題の多様な現実と啓発の課題」『部落解放研究』166:2-14.

西田芳正, 2012, 「『逆差別』意識の構造と教育・啓発の課題」『人権問題に関する府民意識調査報告書(分析編)』:115-145.

荻上チキ, 2016, TBSラジオ「荻上チキ・Session-22」

2016年11月16日(水)放送「未だに残る「部落問題」。差別解消に向けて今後考えるべき事とは?」(2020年1月1日取得, <http://www.tbsradio.jp/92484>).

荻上チキ・ヨシタケシンスケ, 2019, 『みらいめがね』暮らしの手帖社.

内田龍史・妻木進吾・齋藤直子, 2017, 「部落問題のいま」『被差別マイノリティのいま』部落解放・人権研究所:5-49.

荻上チキ・立岩真也・岸政彦, 2018, 「事実への信仰: ティテールで現実介入する」『現代思想』46(2):175-198.

齋藤直子, 2002, 「結婚差別のゆくえ—大阪府『同和問題の解決に向けた実態等調査報告書』調査結果から」『人権問題研究』2:91-103.

齋藤直子, 2017a, 『結婚差別の社会学』.

齋藤直子, 2017b, 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行と今後の課題」『共生社会研究』12:33-40.

齋藤直子, 2018, 「丁寧な言葉, というお守り」『a-synodos』240.

谷口真由美・荻上チキ・津田大介・川口泰司, 2019, 『ネットと差別扇動』解放出版社.

八木晃介, 1992, 『部落差別論』批評社.

3

日本語の理解が 難しい人びと

2018年・静岡県 夜間中学ニーズ調査から

高畑 幸

静岡県立大学国際関係学部国際関係学科 教授

1 はじめに

2016年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(略称・教育機会確保法)」が公布された。その第14・15条で「夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等」が定められたことから、文部科学省は各都道府県に最低1校の夜間中学設置を推奨している。2019年現在、公立夜間中学の設置は9都府県33カ所にとどまり、筆者が住む静岡県を含め東海地方に夜間中学は皆無だ。多くの自治体が設置を「検討中」だが、そもそも夜間中学の存在さえ初耳という関係者も多いなか、入学希望者の有無およびその数を把握する作業が手探りで行われている。

本稿では、公益財団法人静岡県国際交流協会からの依頼で、2018年8月から2019年1月に筆者が実施に関わった「静岡県夜間中学ニーズ調査」を事例に、①調査テーマである「夜間中学」について調査員も対象者も全く知らず、②外国にルーツをもつ対象者を探しながら50人以上のインタビューをする、という2つの困難を克服するための工夫について紹介したい。結論を先取りすれば、①スマートフォンで夜間中学に関する動画(多言語)を見せること、②調査対象者と近い関係にある人を調査員として採用し機縁法で調査することで、当初は「調査困難」と思われた

人びとが、すぐ手の届く場所に近づいた。以下にその詳細を紹介したい。

2 夜間中学と外国人

夜間中学は1950年代、戦後の混乱や貧困により義務教育機会を得られなかった15歳以上の人を対象として、日本各地に設置された。しかしその後、日本は豊かになり、しだいに生徒数が減少したことから、閉校が相次いだ。本調査実施時(2018年度)、夜間中学は8都府県25市区に31校が残っていた。

文科省が自治体およびその教育委員会向けに作成した「夜間中学の設置・充実に向けて【手引き】(第二次改訂版)」¹⁾(以下、「手引き」)によると、同省が実施した「平成29年度夜間中学等に関する実態調査」では、在籍者1,687人中1,356人(80.4%)が外国籍で、特に中国籍が568人で最多であった。一方、外国出身でなくとも、不登校等で出席日数が少なくても中学校は卒業できるため(「形式卒業」と呼ばれる)、社会に出てから読み書きや計算で困ることがあり、「学び直し」の機会が必要とされた。

2016年の教育機会確保法を受けて文部科学省が2017年に策定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」では、夜間中学の入学対象者を、従来の対象者だった①「義務教育未修了者」(2010



年の国勢調査では約12万8千人を「未就学者」として把握)から、②入学希望既卒者(いわゆる「形式卒業者」)、③本国において義務教育を終了していない外国籍者、に拡大している。

ここで外国籍が対象になるのは、国際人権規約(A規約)に基づき、外国籍者も日本国籍者と同様に教育機会が確保されるからである。公立学校に在籍する外国籍児童生徒は約8万6千人だが(2017年学校基本調査)、約3万4千人が日本語指導を必要とし(2016年、文科省調査)²⁾、日本語能力の不足から学年相当の学力を身につける機会のない子どもが多くいると想定される。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、④不登校の学齢生徒(2016年の文科省調査では約13万4千人)についても、できる限りは昼間の中学校で対応するのが基本だが、「本人の希望を尊重した上で、夜間中学で受け入れることも可能」となった。

近年、夜間中学が再び注目された背景には、日本の教育の「年齢主義」(同年齢の子どもが同学年の勉強をする)の限界があると筆者は考えている。「年齢主義」の反対概念が「課程主義」(同一レベルの学力をもつ人が同学年となる)である。経済協力開発機構(OECD)の調査によると、義務教育で留年のない国はむしろ少ない³⁾。教育を受ける側は多様化しているにも関わらず、日本では同年齢同学年の教育が行われてきた結果、課程主義の国(例えば、ブラジルやフィリピン)から学齢期の途中で来日した子どもたちは、年齢主義の日本では自分の学力に合わない学年に編入させられることがある。このような「年齢と学力のギャップ」を埋めるためにも、年齢不問で入学できる夜間中学が必要であろう。

なお、本調査の目的は「静岡県における夜間中学ニーズの有無」を明らかにすることにある。文科省は各都道府県で最低1校の夜間中学設置を勧めている以上、この調査によって何らかのニーズが「ある」と示すことが望ましいとされ

る調査である。一般的な生活実態調査や仮説検証的な調査とは違い、調査目的は平均像を求めるとは事実発見であり、ランダムサンプリングではなく機縁法でのデータ収集であることをはじめにお断りしておく。

3 既存調査の問題点 情報がないから要望がない?

本調査以前に静岡県教育委員会が夜間中学のニーズ調査を行ったのは、2014年(文科省による調査)、2015年(県の独自調査)、2017年(文科省による調査)で、2018年の調査はこれらに続き4回目であった。2014年から2017年の調査は、市町の教育委員会に対して「市民から、夜間中学設置に関する問い合わせがあったかどうか」を尋ねる調査であった。

当時の静岡県内では、一般市民は夜間中学についてほとんど知らされていない状況で、当然ながら、どの市町教育委員会にも問い合わせはほとんどなく、調査結果は「現時点では静岡県では夜間中学のニーズは無い」であった⁴⁾。知らないものへの要望が出ることは考えにくく、「要望がゼロ」という回答もやむを得ない。

このような状況であったが、2015年度に県内で開かれた夜間中学設置に向けての有識者会議は、「現時点で県内に設置の必要性は認められないものの、政府の方針を踏まえて潜在的なニーズの把握に努めるよう求める」と結論づけていた(『静岡新聞』2016年2月13日)。

筆者は、2014年から2017年にこのような調査が行われたことさえ知らなかった。2018年は、教育機会確保法の施行後に、文科省が夜間中学設置推進に向けた補助金交付を含めて具体的に動き出したことから、自治体が夜間中学のニーズを把握する積極的な調査が必要となり、筆者はアドバイザーとして本調査に参加することになった。

4

調査対象者の「支援者」が調査員となる

静岡県の2018年度夜間中学ニーズ調査は、入学対象者のうち、次の2つのカテゴリーを主な対象とした。一つは現在「ひきこもり状態」にあり、中学校を形式卒業した可能性がある人たちである。これは青少年支援団体に委託された。もう一つが外国にルーツをもつ人びとで、これは静岡県国際交流協会に委託されたもので、本稿で述べる調査となる。調査対象を「中学校在学者を除く15歳以上の外国につながる住民で、何らかの理由により基礎学力の習得の機会を逃した者や、『学びなおし』の機会を希望している者等、夜間中学を必要とすると思われる者」と定義した。

調査を始めるにあたって困難に直面した。そもそも、調査対象者がどこにいるかがわからない。文科省は上記の「手引き」において、ニーズ調査の方法として①当事者向けの「はがき式アンケート」、および②当事者のそばにいる支援者向けの「自記式アンケート」を推奨している。

①は、役所の窓口や図書館等の公共施設、医療・介護施設、郵便局やコンビニに「夜間中学を必要とするか」等の質問項目を書いたはがき（県の教育委員会宛）を置いておき、当事者がそれに記入して投函するというものである。しかし、日本語の読み書きが難しい外国人が公共施設に出入りする機会は、入国当初の在留カード申請やその更新等に限られるうえ、彼（女）らは普段からはがきを利用する習慣がほとんどなく、日常の連絡手段は電話かスマホを用いたSNSである。②は、外国人支援機関や福祉機関および民生委員に質問票を送り、それに回答してもらうというものである。

けれども、静岡県の実状に照らせば、①・②ともに多数の回答が得られるとは考えにくい。夜間中学が無い県だからこそ、回答を「待つ」だけの調査ではなく、回答を「積極的に取りに行く」タイプの調査が必要だと筆者らは考えた。

そこで本調査では、日頃から外国人支援活動に関わっている方に、調査員としての仕事を依頼した。また、国際交流協会職員Aさんがコーディネーターとなり、インタビュー協力者の発掘や関係団体との連絡調整、日程調整、回収データの確認を行った。筆者はアドバイザーとして、実施要領の作成や調査員へのインストラクション、集計結果の取りまとめ、報告書の作成を行うことになった。

この時点で、コーディネーターと調査員および筆者は互いに信頼関係ができており、関係者全員が、静岡県で暮らす外国ルーツの子どもたちの日本語指導および学校での定着、高校進学への難しさをよく知っていた。さらには、各調査員は調査対象者になりそうな若者と接触した経験がすでにあると思われた。

静岡県は、約9万人の外国人が暮らし、永住・定住等の身分資格で滞在する人（特にブラジル人、フィリピン人）が約7割という特徴がある。日本語指導を必要とする子どもの数は外国籍が2,673人、日本国籍が337人と多い（2016年、文科省調査）。技能実習生や留学生と違い、これら身分資格で滞在する人たちは在留資格取得・更新のために日本語学習が義務付けられていないため、彼（女）らの日本語能力および学業達成はいわば「自助努力」とされている。

また、静岡県は東西に長い（新幹線の駅が6つある）ので、広範囲での調査となる。外国人の多い県西部は3人（国際交流センター職員、日本語教師、ポルトガル語通訳者）、中部・西部は兼任で1人（国際交流協会職員）、中部および東部は各1人（いずれも外国ルーツの子どもの学習支援団体の代表者）に調査員をお願いした。なお、この調査員6人のうち、調査対象者の母語で意思疎通できるのは西部担当の調査員（本業はポルトガル語の通訳）のみで、その他の調査員は日本語または英語での対応、あるいは必要に応じて国際交流協会が通訳者を依頼し、調査に同行してもらうこととした。



5 あらためて、「夜間中学って何？」

2018年7月時点で調査員への依頼のめどが付き、調査員を集めてミーティングを行った。ここで初めてわかったのは、関係者のなかで「夜間中学」への訪問経験があるのは筆者だけ、という事実であった。国際交流協会職員および調査員6人すべてが、今回の調査への協力依頼を受けて「夜間中学」という言葉を初めて知ったという。調査対象者に「夜間中学が必要か」と尋ねるには、調査員自身が夜間中学の存在理由、その歴史と意義、運営方法等を十分に理解していなければならない。対象者にインタビューする際に、「夜間中学とは何か」を尋ねられるからだ。

今回の調査結果により、静岡県で夜間中学設置が具体的に検討されるか否かが決まるという重要な局面である。まずは関係者のあいだで夜間中学に関する共通認識をもつ必要があると考え、ミーティングで政府広報「いまからでも、まなぼう！ 公立中学校の夜間学級（約8分）」⁵⁾を見せた。そのうえで、かつて学生時代に大阪府豊中市の識字教室でボランティアをしていた筆者自身の体験を語った。そこで読み書きを学んだ人が夜間中学に入り、やがて定時制高校に入学

したことや、文字を学んだ人が年賀状を出せる感動、街中の看板が読める感動、波乱万丈の人生を経て落ち着いて机に向かえる喜びなど、筆者が経験をとおして学んだことを最大限に伝えた。

こうした働きかけをとおして調査員たちは夜間中学設置の重要性を理解してくれて、それぞれの地域の日本語教室や学習支援活動での経験から、「身近に、こんな子どもがいる」、「この子ども夜間中学に入れるといいのに」、「もっと早く夜間中学があれば……」などと話し始めた。検討の末、調査対象者は、県西部で一般財団法人日本国際協力センター（JICE）が実施している「外国人就労・定着支援研修『定住外国人向けはたらくための日本語』」の受講生のほか、各調査員が関わっている日本語教室で学ぶ生徒、あるいはそこを巣立った人びととした。そして、調査員1人あたり10人を担当とし、合計60人へのインタビューを目標とした。

6 多言語対応と調査項目

調査の趣旨説明、同意書、質問項目リストは、国際交流協会の協力を得て日本語、ポルトガル語、英語、フィリピン語（タガログ語）で作成した。質問項目は以下のとおりである。



図1 政府インターネットテレビ「いまからでも、まなぼう！」

属性：氏名、性別、生年、居住市町、国籍、出生国、在留資格、一番話しやすい言語、初来日時の年齢、最後に通った学校(国・小中高いずれか)、最終学歴(卒業または中退)、日本で高校進学していない場合はその理由、日本で高校中退の場合はその理由、来日理由、同居家族の構成、同居人の中で一番日本語が上手な人、就労の有無、就労形態(派遣・パート・契約社員・正社員)、働いていない場合の理由。

日本語学習経験：日本語を教えてもらったことがあるか、(日本語学習経験ありの場合)開始時期・年月、終了時期・年月、(教えてもらった経験がある場合)誰が教えてくれたか、現在の日本語能力(「話す・聞く・読む・書く」の4項目についてそれぞれ5段階の自己評価)、所有する日本語能力試験のレベル、日本での学習経験およびその印象。

夜間中学への意見：夜間中学の存在を知っていたか、夜間中学の動画を観てどう思ったか、最近「何かを学びたい」と思うときがあるか(ある場合はその理由や学びたいこと)、自分が通える場所に夜間中学があったら、通いたい(通いたい場合はその理由)、その他、将来の仕事や自分のありかたについて、考えていること。

7 実施の手順とデータの共有

各調査員は多忙なうえに、活動場所は県内各地に分散しており、対面的なミーティングが難しい。そこで、調査の実施スケジュールは基本的に各調査員の都合に合わせて計画してもらい、調査の進捗については、メーリングリスト、クラウドサービスのGoogleフォーム(オンラインで回答できるアンケート)およびGoogleドライブ(データ保存)のフォルダを利用して情報共有を行った。調査実施手順は以下のとおりである(図2)。ステップ1

①調査員が調査対象者にアポをとり、必要に応じて国際交流協会が通訳者を依頼して調査に

同行してもらう。②インタビューの冒頭で目的や所要時間(30分程度)を説明し、調査への協力および録音について同意を得た後、同意書に署名をしてもらう。なお、調査の概要説明書や同意書は日本語、ポルトガル語、英語、タガログ語で作成し、Googleドライブの共有フォルダに入れておき、各調査員が必要に応じて利用する。

ステップ2

①調査員は実施要領にあるQRコードを、スマホまたはiPadで読み取って政府広報動画「いまからでも、まなぼう！公立中学校の夜間学級」(約8分間)を再生し、対象者にそれを観てもらう。
②そのうえで、夜間中学についての概要を説明する。

なお、政府広報の動画は日本語・英語・中国語・韓国語版があるが、ブラジルの公用語であるポルトガル語版がないため、本調査での使用に限定したポルトガル語の吹き替え版を新たに作成して利用した。

2018 静岡県 夜間中学二語調査
実施要領

- ・目的：静岡県における夜間中学ニーズの把握
- ・対象：外国にルーツを持ち、何らかの理由で中学卒業レベルの日本語能力/学力を得られなかった人
- ・目標回収数：50～60
- ・調査期間：2018年8月～2019年1月
- ・方法：面接、半構造化インタビュー(30分～1時間)
- ・参加者：調査員、調査依頼者、同意書、謝礼受領書、ICレコーダー、インターネットにつながるスマホ・iPadなど(政府広報の動画を見せる)
- ・書類は google drive の「事務書類」フォルダからダウンロード (google document としてプレビューで見ず、ダウンロードしてお使い下さい)
- https://drive.google.com/open?id=1a3q2-K1VpF_85Gp5SuvH_B1E

◆手順
(現場にて)

- ・対象者に調査依頼書を見せる
- ・同意書にサインしてもらう
- ・謝礼を渡す
- ・謝礼の受領書にサインしてもらう
- ・録音について対象者に同意を得る

「夜間中学とは何か」について政府広報の動画(8分)を見てもらう。動画はこちら→
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>

- ・録音スタート
- ・属性と日本語学習状況一調査票に記入しならぬ
- ・夜間中学への意見アンケートで話を聞く
- ・録音終了
- (お宅等で)
- ・回答を google form に入力 [google form はこちら→
https://forms.gle/FA1p2Scwskz-GJ7RH1X1ArkA8zJ96Jyfdqf39d0E2r-w8fz/viewform](https://forms.gle/FA1p2Scwskz-GJ7RH1X1ArkA8zJ96Jyfdqf39d0E2r-w8fz/viewform)
- ・音声ファイルを google drive (同上) にアップロードする
https://drive.google.com/open?id=1a3q2-K1VpF_85Gp5SuvH_B1E
- ・アップロードした音声ファイル名を回答者番号(例：高様2)とする
- ・同意書と謝礼受領書をスキャンする(スキャナがない場合はスマホで写真にとって画像ファイルにする)
- ・同意書と謝礼受領書のファイルを google drive にアップロードする google drive (同上) の「記入済の同意書・受領書」フォルダにアップロード
https://drive.google.com/open?id=1a3q2-K1VpF_85Gp5SuvH_B1E
- ・「〇〇さんの調査終わりました」と国際交流協会の A さんにメールで報告

以上

図2 実施要領(一部を加工)



ステップ3

各言語の質問票を対象者に見せながら、半構造化インタビュー形式で、録音しながら調査員が質問票に回答を記録する。

ステップ4

インタビュー終了後、調査員は自宅等で実施要領にあるQRコードをスマホ等で読み取って、回答をGoogleフォームに入力して送信し、スマホで撮影した同意書の画像ファイルおよび音声ファイルをGoogleドライブの対象者別フォルダに格納する。その後、メーリングリストで「○○さんの調査が終わりました」と報告し、コーディネーターとアドバイザーが共有フォルダと回答結果画面を確認する作業を繰り返した。

なお、Googleフォームの回答結果は、コーディネーターとアドバイザーの2人で共有設定し、Googleドライブの共有フォルダは調査員全員、コーディネーター、アドバイザーで共有設定した。調査終了の目安(2018年12月末)は示したが、基本的に調査員の都合に合わせてインタビューを実施してもらった。

なお、実施要領には、①政府広報動画「いまからでも、まなぼう！ 公立中学校の夜間学級」、②回答入力用のGoogleフォーム、③Googleドライブの共有フォルダのQRコードを記載し、各調査員は調査中にそのQRコードを読み取って動画を見せ、回答を入力し、同意書の画像や音声フォルダを格納できるようにした(図2)。

限られた期間中に、調査対象者を探しつつ、インタビューを繰り返した。幸い、複数の調査対象者の出身国では夜間中学に相当する教育機関があるため、その制度を理解してもらいやすかった。また、初めて夜間中学を知ったという対象者も、政府広報の動画に登場する高齢者や外国人が楽しそうに学ぶ様子を見て、夜間中学に関心と期待を寄せてくれた。対象者が別の対象者を紹介してくれることが頻繁にあり、調査は比較的順調に進んだ。

8 調査により可視化された「ニーズ」

調査員および国際交流協会職員Aさんの尽力で、当初の目標を超える合計70人の回答が集まった。夜間中学を「知らなかった」が66人(94.3%)だが、「夜間中学に通いたい」が58人(82.9%)、「将来、通いたい」が3人(4.3%)と、合わせて回答者の9割近くが夜間中学への入学意欲をもつ。

回答者の国籍は、日本(4人)、ブラジル(34人)、フィリピン(17人)、ペルー(5人)、中国(2人)、台湾(2人)、タイ、カメルーン、ネパール、ボリビア、ベトナム、イラン(各1人)の合計12にわたり、在留資格は短期滞在の1人を除いて定住・永住資格を持つ人びとであった。

回答者は来日時期と学歴達成により以下の4つに類型化できた。カテゴリーAとBとが夜間中学入学対象者であり、潜在的入学希望者となる。

カテゴリーA: 母国において教育年数9年未満で来日。学校制度の違い(留年制度の有無、学年暦等)により、来日後は学齢超過で就学不可など(4人)。

カテゴリーB: 日本の学校または外国人学校の中学課程を中途退学、日本の中学校を形式卒業など(10人)。

カテゴリーC: 母国において教育年数9年以上で来日し、就労または進学・就労準備中。日本語習得の機会がなく安定雇用が困難(53人)。

カテゴリーD: 日本の学校または外国人学校の中学課程を(形式卒業ではなく)卒業し就労など。日本の高校または外国人学校の高校課程を中退/卒業し就労など(3人)。

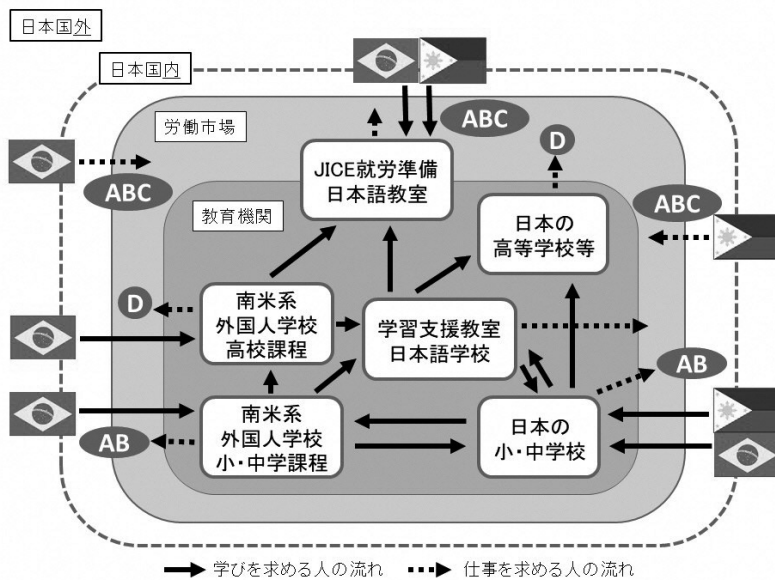


図3 ブラジル人とフィリピン人の教育機会と日本の労働市場への参入経路(高畑作成)

回答者を国籍別にみると、特に回答者が多いブラジル人(民族学校がある)とフィリピン人(民族学校が無い)の教育機会と労働市場への参入が対照的であった(図3)。

おおむね16歳を過ぎて来日する移民は、まずJICEの就労準備日本語教室で学んでから工場等で働くが、子ども移民の場合、日本での教育機会は出身国により違う。

ブラジル人の場合、子ども移民は日本の学校かブラジル人学校かを選ぶことができ、両者を往来する場合もある。ブラジル人学校では、ポルトガル語で教科を学びつつ、日本語は週1回の外国語科目として学ぶ。しかし、制度的に外国人学校の中学課程を卒業しても静岡県では公立高校の受験資格がなく、所定の高校課程を修了すれば日本の大学や専門学校への進学は可能だが、日本語能力の不足からそれが難しいという事態になる。

それに対して、日本にはフィリピン人学校がないため、フィリピン人は来日後すぐに日本の学

校あるいは職場という「日本語の世界」で生活することになる。学齢期の子どもの場合、来日当初に日本語学習が十分にできれば、日本の学校に慣れてその後の学びが円滑に進むが、そうでない場合は、民族学校という選択肢がないために、「学び」そのものから遠ざかってしまいがちだ。

また、回答者の世代別に問題を整理すると、①義務教育の補てんを必要とする10代、②就労や子育てを経て、学び直しを必要とする40代前後に大別できる。回答者数は②が多いが、母国で義務教育を終えている人が多いため、文科省の定義では夜間中学の対象外となる。

ここで考慮すべきなのは外国人特有の課題である。上記の①世代は教育制度の違い(学年暦の違いや留年制度の有無)から、15歳を超えて来日すると、たとえ母国では学力が中学1年生相当であっても、日本では学齢超過で中学校に編入できないケースがある。また、学齢期途中に来日したが日本語能力が伸びず、中学校を形



式卒業となるケースが発生し、結果として「学歴と学力のギャップ」が生じる。

また、上記の②世代の場合、日本と外国とで資格の相互認証ができるのは、情報処理技術等ごく限られた分野のため、ほとんどの定住外国人は「言葉の壁」と「資格の壁」があり、母国で身につけた学歴や能力を日本で生かせない。

したがって、上記①世代には「学校制度の隙間をうめるバッファー（緩衝材）として」、②世代には「学び直しの場として」の夜間中学が求められている。

1950年代の夜間中学は、「戦争」が奪った教育機会を補てんするものだったが、2020年代はグローバル化時代の夜間中学の役割がある。国境を越える子どもの移動が拡大するなか、言葉の違いだけでなく教育制度の違い（年齢主義か課程主義か）により学びが中断してしまう子どもたちがいる。もちろん、夜間中学に通うことですべてを解決できるわけではない。来日当初から集中的に日本語を学べる場が提供されたとえ、9年間の普通教育を実質的に受けられなかった人びとを救済する場として、年齢を問わず入れる夜間中学は不可欠なのである。

9 おわりに

最終的に、2018年度静岡県夜間中学ニーズ調査全体では、ひきこもり傾向の38人、外国ルーツの70人の合計108人から回答を得て、合わせて8割以上が学び直しの機会を求め、6割以上が夜間中学への入学を希望するという結果が出た。その後、調査結果は2019年2月20日の静岡新聞で報道され、2019年3月3日の同紙社説は「勇気を出して学び直しの声を発した人を温かく迎え入れる場がぜひ必要だ。就労などの外国人にも生活の基本となる教育の場が欠かせない。教師が学習指導要領に基づいて教える公立の夜間中学はもっと普及すべきだ」と、夜間中学設置を強く訴えた。

また、2019年7月、市町の教育委員会担当者を対象とした夜間中学設置に向けての説明会において筆者が夜間中学の概要について話し、県教委の担当者が2018年度に行ったニーズ調査の結果を報告した。その後の進展は、本稿執筆時（2019年12月）にはまだ公表されていないが、近い将来、静岡県で夜間中学が設置されることを期待している。

注

- 1) 文部科学省 夜間中学の設置・充実に向けて【手引き】（第二次改訂版）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/_icsFiles/afieldfile/2018/09/26/1381010_01.pdf（2019年12月26日アクセス、以下同様）
- 2) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1386753.pdf
- 3) 経済協力開発機構(OECD), 2011, 「PISA in Focus 生徒が留年、転校する時:それは教育システムにとって何を意味するのか?」[https://www.oecd.org/pisa/pisaproducts/pisainfocus/pisa%20in%20focus%20No.%206%20\(JPN\)_final.pdf](https://www.oecd.org/pisa/pisaproducts/pisainfocus/pisa%20in%20focus%20No.%206%20(JPN)_final.pdf)
- 4) 2019年10月15日、静岡県教育委員会担当者からのメール回答。
- 5) 政府インターネットテレビ「いまからでも、まなぼう! 公立中学校の夜間学級」<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg12820.html>

4

少年非行調査の課題と 今後の展望

作田誠一郎

佛教大学社会学部現代社会学科 准教授

1 はじめに

近年、個人情報保護の観点から、社会調査の実施に対する社会の目は全体的に厳しくなっている感が否めない。特に少年非行調査においては、同年代の青少年調査とくらべて社会調査のハードルは高くなっている。一方で、少年非行に対する社会の意識は、依然として厳しい印象を受ける。

内閣府の『少年非行に関する世論調査』（平成27年度調査）によると、「実感としておおむね5年前とくらべて少年の重大事件は増えている」との設問に対して、「増えている」（「かなり増えている」42.3%と「ある程度増えている」36.3%の合計）との回答が78.6%であり、全体の約8割が非行少年の凶悪化をイメージしていることがわかる。また少年非行の増加に関する設問では、「掲示板に犯行予告や誹謗中傷の書き込みをするなどインターネットを利用したもの」が63.0%で最も多く、続いて「自分の感情をコントロールできなくておこなうもの（突然キレて行うもの）」が52.7%、「凶悪・粗暴化したもの」が45.9%であった。

しかし、『令和元年版 犯罪白書』をみると、実際の非行少年の検挙数（H30年：44,361人）は平成16年以降減少を続けており、同様に凶悪犯（殺人や強盗など）と呼ばれる少年の犯罪も1%以下で推移している。このような状況にも関わ

らず、少年の重大事件は増えているとイメージしている人は8割近くおり、実態とは乖離していることがわかる。

この非行少年に対する社会の意識と実態（検挙者数等）とのズレを埋めるためには、やはり実際に社会調査から得たデータや知見が重要な意味をもつと思われる。どのような経緯で犯罪や非行に至ったのか。非行少年はどのような対人関係を結び、どのような意識を有しているのか。非行少年の規範に対する意識は具体的にどのようなものなのか等を、調査を通じて考察し社会へ発信することが、少年非行に携わる研究者としての使命だと考える。

本論では先行研究を中心に、これまでの少年非行調査の経緯、ならびに筆者が現在実施している少年非行調査から得られた課題とその展望を述べてみたい。社会的にマイナスのイメージが先行する非行少年を、現在進行している量的調査と質的調査の両面から探ることで、新たな知見と課題について提示する。

2 先行研究にみる 少年非行調査の特徴と諸課題

少年非行調査は、これまで多くの研究者や実践家がさまざまな調査手法を用いて進めてきた。しかし、調査対象者である非行少年は一般的に、本人に調査依頼を経て実施することが困難であり、またどのように少年非行を理解するかは、調査者の立場やその手法に大きく依存すること



が予想される。そこで、少年非行調査を大別することで、それぞれの特徴と課題をまとめたい。

(1) 公式統計による調査

公式統計を参照し、経済状況や政策等の関連や、就職率および進学率等のさまざまな社会的な変数を用いることで、少年非行を取り巻く社会状況を加味した考察が可能となる。しかしながら、公式統計を作成する公官庁を中心に実施される調査は、その計画や実施に関して公官庁に所属しない研究者が希望して企画・参加することは困難である¹⁾。また、研究者自身の問題関心を公式統計における調査過程に反映させることも厳しい。

一方、公式統計における分析では、原田(2004)が指摘するように、犯罪統計やその他の公的記録における問題点として、「暗数」の問題があげられる²⁾。この点に留意しつつ、公式統計を活用して公表された数値を新たな分析枠組みで再考することにより、これまで見過ごされていた新たな知見が得られることも期待できる。

(2) アンケートによる調査

少年非行に対するアンケート調査は、非行少年自身への質問が想定される。しかし、一般的なアンケート調査とは異なり、ぐ犯や不良行為少年を含めて「非行少年」をどのように確定するのか、そもそもアンケートに対して回答してくれるのか、という課題も生じる³⁾。

この課題に対して、非行少年に限定せずに一般の少年を対象として調査をおこなう方法がある。これは自己申告調査である。この調査は、質問項目において「万引きをしたことがありますか」等の非行行為の経験を問うものである。

しかし、対象者である少年が、これまでまたは継続している非行行為を素直に回答してくれるのかという課題も指摘される。

一方で、非行少年を調査対象とするのではなく、少年犯罪の被害に着目する「犯罪被害実態調査」

も、アンケート調査のひとつとしてあげられる。これは、先述した「暗数」を対象とした調査ともいえる。この調査も非行行為の内容に迫ることは期待されるが、非行少年にしか知り得ない家族関係や友人関係、経済状況などの社会関係や、非行行為をおこなった心境などの心理的な要因を知ることは困難である。

(3) インタビューによる調査

少年非行に関連するインタビュー調査は、非行少年へのコンタクトが最も大きな壁となる。したがって、非行行為をおこなっている少年ではなく、過去に非行をおこなっていた少年に対するインタビューは実施しやすいし、非行少年の保護者や学校・施設等に所属する教職員へのインタビューを通じて非行少年の様子を知ることにも可能である。

ただし、教職員に対するインタビューは、個人情報保護の観点から、いくつかの手続きが必要になる。例えば、具体的な事例の話になれば当該少年の許可が必要であり、組織の内規に抵触しない程度の内容に限定されることが予想される。したがって、インタビューは成人した元非行少年を対象とすることが最も現実的なアプローチと考えられる。

(4) 参与観察による調査

非行少年に対する参与観察は、研究者自身が非行少年の集団に入り観察することが中心になる。この少年非行の参与観察による調査として、佐藤(1984)の暴走族に対する調査研究があげられる。佐藤は、約1年の調査期間を通じて暴走族の現役およびOBメンバーと関わり、暴走族の実態を詳細に分析している。

近年では、知念(2018)が高校において約3年間の参与観察を実施し、「ヤンチャな子」という少年たちの学校生活や中退・卒業後の実態を明らかにしている。また、沖縄の非行少年の実態を明らかにした打越(2019)は、10年以上にわたっ

て沖縄の非行少年への参与観察をおこない、厳しい生活環境やその後の就職の実態を丹念に描いている。これらの研究の成果は、リアルな非行少年の現状を読者に垣間みせてくれる。

しかし、調査対象者の少年が非行をおこなう場面に遭遇するなど、その非行行為が犯罪として検挙の対象となれば、参与観察している研究者にも一定のリスク（犯罪行為を制止することに対する責任など）があることを覚悟しなければならない。また、少年非行調査の結果を鑑みれば、調査対象者の少年に親しく関わることにより、自らの言動が影響をおよぼすことに注意を払う必要がある。

(5) ドキュメント分析による調査

少年非行研究におけるドキュメント分析のアプローチとしては、新聞記事の分析をあげることができる。特に近年は、新聞記事のデータベース化も充実し、キーワード入力によって記事の検索が容易になった。これによって、年代ごとの少年事件数の変遷や特徴を把握できる。しかし、キーワードの選択によっては、少年事件が漏れてしまうおそれが指摘される。また、ニュース価値の視点からみると、重大な少年事件は掲載される可能性が高いが、軽微な少年事件は掲載されない可能性が高い。この点に留意して、大局的な視点から非行少年研究において新聞記事のドキュメント分析を用いることは有効であろう。

(6) 文化的側面からの考察

このアプローチは、調査とは異なるが、少年非行を知るための分析視角のひとつとしてあげてみたい。「ヤンキー」や「ツッパリ」と呼ばれ、映画や小説、マンガ等の題材としてとりあげられてきた非行少年は、「非行文化」を考察する対象となり得る。

桜井(1994)は、戦後のマンガや劇画を題材として、近代国家の管理や保護に対する「不良少年」

の反抗および運命を中心に考察している。五十嵐ら(2009)は、ファッションや音楽、現代アートやマンガ等に登場する「ヤンキー」を文化的側面から再考している。これらの先行研究をみると、各研究者の視点の違いが「ヤンキー」の多様性を再認識させてくれる。しかし、実態と「ヤンキー」というイメージの点とにどれほどの乖離があるのかという疑問は残る。少年非行を読み解くうえで、この点を配意する必要がある。

ここまでに取りあげた少年非行調査に係る特徴と課題についてまとめる。少年非行調査の特徴でもあり課題でもあるのは、「調査対象者としての非行少年の確定と接触」である。法律に触れる行為をおこなった少年は「非行少年」と確定しやすいが、遅刻等の校則違反や怠学、深夜徘徊や外見等、どの少年を「非行少年」とするのかは調査者が定めた定義と基準に委ねられるケースもある。また、その少年との接触も一般の調査とは異なり難しい。この点は、特にインタビューや参与観察において大きな課題であろう。

アンケート調査においても、家庭裁判所から送致される少年院や児童自立支援施設等の施設を除けば、非行少年への調査は自己申告による調査が中心になる。一般の質問項目の回答とは異なり、犯罪等の行為を素直に記述してくれるのか、虚偽の回答をいかに回避するのか、という課題も生じる。したがって、少年非行調査は、公的なデータを用いた分析や新聞記事を中心としたドキュメント分析が一般的にはアクセスしやすいと思われる。

3 少年院における少年非行調査の概要と課題

ここで筆者が実際におこなっている少年非行調査について紹介する。

現在、少年院における少年非行調査を2018年3月から約3年間の計画で実施している。20カ所の少年院においてアンケート調査を実施し、そのなかから11カ所の少年院を抽出してインタ



ビュー調査（アンケート調査に基づいた半構造化インタビュー）をおこなっている。

また本調査は、非行少年の支援者観とともに、少年院における少年の変化についても分析を進めているため、一人の少年に対してできるだけ早い段階（3級）で1回目のインタビューを実施し、出院の間近い段階（1級）で2回目のインタビューを実施している。一部の少年院においては、中間期（2級）の段階でインタビューを実施し、計3回の調査にわたって意識の変化を考察している⁴⁾。

少年院における少年非行調査は、法務総合研究所や科学警察研究所等の公的機関を中心に進められてきた経緯がある。それは、犯罪を含め非行少年を収容する少年院が法務省の所管する公的施設であり、これまで関連する機関以外に共同研究や調査を受け入れる体制が整っていなかったこともその要因としてあげられる。

しかし、平成27年に「少年院法」が全面的に改正された。この改正によって在院少年の権利義務関係や職員の権限が明確に示されるとともに、再非行防止に向けた取り組みや開かれた施設運営の推進が制定された⁵⁾。特に調査に関しては、再非行防止に向けた取り組みとして、大学を含めた研究機関と共同研究を推進する気運も近年高まっている。さらには、少年院視察委員会等の設置が義務づけられ、施設運営の透明性の確保とともに他機関の専門家との関わりは増している。そのような状況下のもとで、本調査は新たに展開する少年院との共同研究としてスタートした。

少年院における調査は、施設長をはじめとして施設を統括する矯正管区、さらに矯正管区を含めたすべての矯正施設を統括する矯正局の理解と許可を得る必要がある。本調査においても少年院長を通じて矯正管区に説明し、調査票および調査の趣旨については矯正局の許可を得ることで実現した。

少年院に対する調査は、これまでに複数の研究者がグループを組んで実施してきた経緯が

ある。しかし、本調査は単独の調査であるため、一人で実施できる調査対象の範囲は限られている。このように規模的には限界のある調査ではあるが、単独の調査活動であることで、統一のとれた調査内容でインタビュー調査を実施できるというメリットもある。というのも、グループで動く場合には、調査内容を統一させる際に、インタビュー内容の設計やすり合わせ等が必要となる。また、個々の調査者のインタビュー調査の経験や技術、対象者に関する専門的な知識量等の開きは避けられない。この点、単独で調査を実施することで、統一的な調査内容と分析が一定の水準で担保されると思われる。

次に少年院における少年非行調査の課題をあげたい。そのひとつは、調査対象者が未成年という点である。一般的なインタビュー調査であれば本人の同意のみで実施できるが、在院少年は未成年であるため、基本的には調査対象者の少年本人のみならず保護者への同意も必要となる。さらには、非行少年と保護者との関係は悪化しているケースも多く、保護者からの同意を得ることは簡単ではない。本調査では、各少年院の調査実施の調整を担当する法務教官を介して少年から同意を得たあとに、当該少年の家族との面接時に同意書を取ってもらう方法で進めている⁶⁾。こうした多くの手続きを踏むため、インタビューの日程調整は計画通りには進まず、数カ月から半年以上の期間を経てようやく実施に至るケースもある。

ふたつめの課題としてあげられるのは、このインタビュー調査の実施にあたっては、調査におけるバイアスを自覚しなければならない。本調査の対象者である非行少年は、家族関係がある程度良好である。つまり、家族関係に大きな困難を抱えている少年へのインタビュー調査の実施は難しいのが現状である。この点を補完するために、本調査ではアンケート調査の結果を生かしている。その結果にもとづいて、親子関係や兄弟姉妹関係が困難な状況にある少年をカ

テグリー化して、その意識や関係を数量的な側面から分析している。

さらにもう一つの課題は、在院少年は、加害者という立場だけではなく、生育環境において少年自身がDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者であることが多いという点である。インタビュー調査では、家族関係を質問項目に加えていることから、過去の親子関係に対する聞き取りに際しては、特に少年に対する心的な負担に配慮したインタビューを心がける必要がある。

最後の課題はアンケートを実施する環境への配慮である。というのも、本調査ではアンケート調査およびインタビュー調査において、法務教官に関する質問項目を用意している。少年たちの本心を聞き取るためにも、法務教官を調査にできるだけ同席させないことが重要になる。

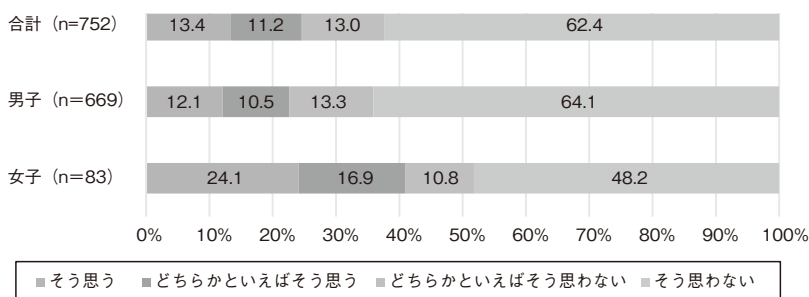
そこで、アンケート調査で少年が記入した調査票を回収する際には、個別に用意した茶封筒に封入してもらうように依頼した。これにより、アンケート調査に関しては概ね、少年たちは法務教官および施設のチェックを気にせず記入できる。インタビュー調査は、本来であれば保安面において法務教官の同席を必要とすることが予想される。しかし、少年たちの法務教官への意識を知るには法務教官の同席を条件としないことを考慮する必要があるため、非常時の呼び出しレベルを用意するという条件をつけることで調査の許可を得て実施している。

以上が、少年院における調査の課題である。調査結果は、関連学会の報告や調査対象施設を中心に還元することを予定している。とりわけ少年院施設への還元は、本調査において重要である。特に在院中における少年たちの法務教官に対する意識や家族関係等の変化は、実際の矯正教育においても重視されるからである。これらの点については、法務教官を介さずに調査することで、法務省等の公的な調査とは異なる結果を得ることが期待される。

4 調査事例からみる非行少年の現状

ここで本調査の事例から、一部ではあるが非行少年の現状を紹介する。本調査では、アンケート調査とインタビュー調査の双方から少年非行現象を分析している。はじめに、アンケート調査の結果から、在院少年の家庭環境についてみてみたい。

今回の調査では、家族構成を調査項目に入れており、その選択肢から家庭の現状をみている。保護者については、「両親ともいる」35.3%（266名）、「母子家庭」35.3%（266名）、「父子家庭」8.0%（60名）、「独立（一人暮らし）」12.6%（96名）、その他11.4%（86名）であった。この結果から、在院少年の約4割は「ひとり親と未婚の子のみの世帯」（ひとり親家庭）であることがわかる。ちなみに『国民生活基礎調査』（厚生労働省,2018）



p=0.00

図1 性別にみるDV経験



によれば、20歳未満の「ひとり親と未婚の子のみの世帯」は7.2%であることから、在院少年のひとり親家庭の割合は高いことがわかる。

図1は、DVに関する質問項目（親が暴力を振るう）の回答結果である。

この結果をみると、「思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を統合）は、全体で24.6%である。特に女子では、「思う」が41.0%を占めていることから被虐待経験を有する在院少年が多いことがわかる。

つぎに、インタビュー調査からみてきた在院少年の被虐待の現状についての事例を紹介したい。そのひとつとして、恐喝の共犯として入院した14歳女子の事例をあげる。父親とは死別し、母親と兄4人、姉1人の7人家族である。（インタビュー日時2018.4.23 13:30~14:45）。

調査者：お父さん亡くなった後。

女子少年：色々あって。

調査者：色々あった？

女子少年：お兄ちゃん出ていって、お姉ちゃん出ていって。

調査者：それはもうお父さん亡くなったから自立しなきゃって感じで？

女子少年：いや、なんかもめごとあって。

調査者：もめごとが。

女子少年：はい。

調査者：結構大変なもめごと？

女子少年：結構大変でした。

調査者：喧嘩とかじゃなくて？

女子少年：えーっと、お姉ちゃんと自分が1番上から3番目のお兄ちゃんにちっちゃい時から性的暴力を受けてたんですよ。

調査者：ほんとに？

女子少年：で、お父さん亡くなってお姉ちゃんがそれをお母さんに言ったんですよ。で、こうなったら自分も言わなあかんのかなって思って言ったんですよ。

調査者：そうなんだ。それで言ったからお母

さんがようはもうって…感じで。出ていけってなったんだ。

女子少年：はい。

2つ目の事例は、少年院在院中に20歳になった男子の少年であり、入院に至った罪名は強制わいせつである。母親とは死別し、父親は刑務所に服役していたため、一時期妹たちと児童養護施設に預けられていた。その後、父方の祖父母と伯母と4人暮らしである。妹は母方の叔母の下で生活している（インタビュー日時2018.12.4 13:30~15:00）。

調査者：お母さんとの関係はどうだった？

男子少年：ちっちゃい頃ですか？

調査者：はい。

男子少年：そー、ですね。…あんまり。でも記憶ないんですよ。もうちっちゃい頃忘れようとしてた、か、記憶消したんかわかんないですけど。思い出そうとしてもあんまり思い出せへんくて。でも、自分のなかでは優しい母っていうのを作っておきたかったから、ま、多分優しいって周りの人には言ってたんですけど。…ま、よくよく思い出してみると、「結構ヤバイ母親やな」と思ったんですよ。ま、たまに包丁持ってきたりとか（笑い）。ま、普通に外に出されるし。追い出されるっていうか、なんか、悪いことしたらなんか。1日ほっとかされるとかもようあったし。なんやったかな、1回、1番記憶あんのがたぶん、1回パン地面落とした時に、ゴミ箱入れてもうたんですよ。もう落ちたからええやって。そしたら「そんなの拾え」って言われて。で、たぶんそのパン食べさせられたんがちょっと記憶に残ってますね。おむつとか入ったとこに捨てとったから（笑い）。自分、たぶん泣きながら食ってたんですよ。それでもなんか食わされるから、ちょ、あんまい思い出ないなあって思って。ここ入って、振り返ってみて。そういえばそ

んな優しい母親じゃなかったなあ、みたいな。

この調査結果から、非行少年の被虐待経験の状況が窺い知れる。少年が犯罪に至るまでにどのような家族関係のもとで過ごしてきたのかを知ることは、少年非行を明らかにするうえで、ひとつの重要な知見が得られると思われる。この他、友人関係や教師との関係など、さまざまな人間関係について、アンケート調査およびインタビュー調査をもとに分析を進めている。

5 今後の少年非行調査に関する新たな課題と展望

少年非行調査の課題は先述したとおりであるが、今後の少年非行調査の新たな課題についても触れておきたい。

現在、少年院における発達障害を抱えた在院少年の比率は高まっている（浜井・村井，2010；宮口，2019）。実際の少年院の指導や支援の場面では、これまでのように在院少年への指導や働きかけが届かず悩む法務教官も少なからずいる。この発達障害を抱えた非行少年に関する調査結果は、今後の少年院における矯正教育や支援において重要な知見を提示することが期待される。

しかし、発達障害を抱えた非行少年に対するアンケート調査およびインタビュー調査の実施は、困難なケースも予測される。本調査においても、アンケート調査では、漢字にルビをふることや、質問の文章をわかりやすい言葉に変換するなどの工夫に配慮した。インタビュー調査では、こちらの質問をそのまま投げかけても反応が薄い、または理解してもらえないことが多々ある。その際には、質問内容を噛み砕いて問いかけるように留意している。また、対人的なコミュニケーションが苦手であるケースも多く、インタビュー自体に緊張している場合がある。その際は、すぐに本題に入らずに、少年院の生活や趣味などの話からはじめ、相手の間合いなどに配慮して

調査を実施している。また全般的に、「はい」や「いいえ」などの回答が多くなりがちであるため、違った角度から質問を投げかけるように心掛けている。

本調査では、保護者との関係が悪化している在院少年に対しては、保護者の同意をとる際に工夫が必要であることが、改めて課題になった。結果として、保護者との関係が悪化している場合であっても、父親または母親のどちらかとの関係が保たれていれば調査を進めることができた。例えば、父親との関係は悪化しているが母親との関係が良好であれば、実際の調査は可能である。したがって、父親との関係が非行の要因に大きな影響を与えているケースにおいても、インタビュー調査は可能となる。

今後の少年非行研究を進めるうえでは、このようないくつかの課題に対して、創意工夫をできる限り重ねることが求められる。

6 おわりに

少年非行研究においては、特に非行少年自身が幼少期から経済的な困窮やDVを含めたつらい経験を有し、対人的なコミュニケーションが苦手な者も少なくない。一方で、非行集団をまとめてさまざまな対人関係を構築し、反社会的組織との関わりのなかで生活してきた非行少年もいる。在院少年たちのそれまでの生活環境はさまざまではあるが、共通点としてあげられるのは、一般の少年よりも保護者や教師などの大人に対して距離を置くまたは懐疑的な傾向が強く、非行文化を含めた独特な思考を有しているという点である。

このような非行少年に対する調査は、今後ますます困難になることが予想される。しかし、少年非行現象は「社会を映す鏡」と評されるように、少年非行を読み取るなかで社会の諸問題が明らかになると考えている。そのことを念頭に、今後もさまざまなアプローチを少年非行研究に傾けていきたい。



文献

- 岡本英生・松原英世・岡邊健, 2017, 『犯罪学リテラシー』法律文化社。
- 岡邊健編, 2014, 『犯罪・非行の社会学——常識を捉えなおす』有斐閣。
- , 2019, 「官庁データの利活用による犯罪分析の可能性——令和元年版犯罪白書を読んで」『罪と罰』57(1):26-36
- 原田豊, 2004, 「官庁データを用いた研究」宝月誠・森田洋司編著『逸脱研究入門—逸脱研究の理論と技法』文化書房博文社。
- 打越正行, 2019, 『ヤンキーと地元』筑摩書房。
- 知念渉, 2018, 『〈ヤンチャな子ら〉のエスノグラフィー——ヤンキーの生活世界を描き出す』青弓社。
- 五十嵐太郎編著, 2009, 『ヤンキー文化論序説』河出書房新社。
- 桜井哲夫, 1997, 『不良少年』筑摩書房。
- 浜井浩一・村井敏邦編著, 2010, 『発達障害と司法——非行少年の処遇を中心に』現代人文社。
- 宮口幸治, 2019, 『ケーキの切れない非行少年たち』新潮社。

注

- 1) 原田(1990, 1991) は, 科学警察研究所の所員という立場から非行少年の補導や検挙の蓄積されたデータを用いて非行経路に関する考察をおこなっている。
- 2) 「暗数」とは, 捜査機関が発生を認知していない犯罪(実際は発生しているが認知件数として計上されていない)のことを指す。
- 3) 「ぐ犯」とは, 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど, 「少年法」で定められたよくない行為を総称し, 放置すると将来, 罪を犯し, または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる行為である。この「ぐ犯」は, 「犯罪」行為と同様に少年審判の対象となり, 場合によっては「少年院送致」の対象となる行為であるが, 明確に刑罰法令に触れていない状況も勘案してその確定は難しい。また「不良行為少年」とは, 「少年警察活動規則」に明記されており, 非行少年には該当しないが, 飲酒, 喫煙, 深夜はいかい, その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年を指す。一般的な非行少年のイメージは, この不良行為少年も含むものと考えられ, どこまでを非行少年として捉えるのかは研究者の立場や判断によって異なる。
- 4) 少年院は, 成人の懲役刑のように収容期間は定められていない。しかし, 概ね平均して1年ほどの収容が一般的であり, 少年院によっては特修短期処遇(4カ月以内), 一般短期処遇(6カ月以内), 長期処遇(原則2年以内, ただし, 比較的短期から相当長期まで家庭裁判所の審判によって異なる)に類別される。男子少年院においては, これらの収容期間に即した矯正教育がおこなわれているが, 女子少年院では全体的に女子の収容者が少ないため, 収容期間や矯正教育の内容が異なる少年を収容している。また, 少年院における処遇の段階は, 3級から1級に区分されている。在院少年は, 入院当初3級に編入され, その後, 改善更生の状況等に応じて3級から2級, 1級の段階に移行し, 各段階に応じた処遇がなされている。
- 5) 「少年院法」は, 昭和24年に施行されて以降, 抜本的な改正がなされることがなかった。平成21年4月に発生した広島少年院における不正処遇事案の発覚により, 「少年矯正を考える有識者会議」(平成22年12月)が設置され, 施設運営の透明化等の新たな視点も含意される改正がなされた。
- 6) 調査依頼に関しては, 直接, 在院少年の保護者に対して調査内容の説明および同意のコンタクトを取ることが難しいため法務教官へ依頼することになる。しかし, 調査対象者の選択については, 再入院や年齢等の属性の希望を伝えるだけで, すべては少年院に委ねているのが現実である。この点もサンプリングとしては, 少年院における少年非行調査のひとつの課題といえる。

5

調査と介入

井上真理子

奈良学園大学 元教授

本特集への執筆依頼をいただき、誠に光栄に思いつつ、一方で困惑も感じている。その理由は、テーマの難しさにある。

「声を出しづらい人々」に対して「語り」を迫ることは、「声の出しづらさ」の原因を明らかにし除去しなければならないが、それは既に「調査」という科学的営為の埒外に出ることを意味するのではないか？ そうであるとするならば、科学的営為の範囲にとどまるためには、調査に際しての特別な工夫が必要となるが、それはどのようなものか？

本論文は上記2点の疑問から出発し、展開する。筆者は長年にわたってファミリー・バイオレンス、とりわけ「児童虐待」と「子による親に対する暴力」(Adolescent to Parent Abuse, 以下, APA) の問題に取り組み、調査も実施してきた。今回の特集テーマである「声を出しづらい人々(調査困難者)」を対象とする社会調査を自らも経験することが多かったし、問題を感じることもあった。今回、執筆の機会をいただいたのを奇貨として、自らの研究を一層深めていきたいと願っている。

1 「出しづらさ」 声を抑圧・歪曲するもの

「子による親に対する暴力」研究における親へのインタビュー調査：スティグマの超克

A. ホルトは、イギリスのポーツマス大学に勤務

する犯罪心理学者であるが、「子による親に対する暴力」(APA) について学際的研究を行っている。彼女はAPA研究の中で暴力の被害者である親達にインタビュー調査を行っているが、しばしば遭遇するのは「親たちにおける声の出しづらさ」という問題である。

彼女が声を抑圧するバリアとして挙げているのは「複数のスティグマ、社会的孤立、そしていま現在起こっていること(子による親に対する暴力：筆者註)を親として否定したい、信じたくないという気持ち」(Holt, 2013:149) である。親自身は暴力の被害者であるが、そのことは「彼らが子育てに失敗した駄目な親」であることの結果と見なされ、「駄目な親」というスティグマが付与され、それと同時に、加害者である子に対しても、「成人への発達過程で挫折した子」というスティグマが付与される。これらのスティグマ付与への恐れが、近隣、親族、公的サービスからさえ、彼らを孤立させる。そして、なにより重要なのは、「被害者である親自身がAPAという事態を認識することを拒否している」ということである。このような場合、「声の出しづらさ」はどのように克服されるのか。

ホルトは、彼らの経験を解放する調査テクニックが必要であると述べ、その一例としてN.J.エクスタイン(Ekstein, 2004:365-88)の調査技法を紹介している。

エクスタインは、そのインタビュー調査の冒頭



に“opening vignette”を用いる。直訳すると「各章の初めにある飾り模様」という意味であるが、ここでは、インタビュー開始時に被調査者に対して、「自らの被虐待経験を開示しても、調査者はそれを不快なものと感じないこと」や、「多くの親達が同様の経験をしており、その経験は『悪しき親』の指標では決してない」ことを説明することを意味している。

また、エクスタインは被調査者がその経験の全体を明らかにするようにインタビューの計画を立てており、彼らが虐待の否定的側面以上の「経験の全体性」を語るように“probing question”（探問的質問）を織り混ぜてインタビューを行う。

ホルトの議論では、他者から付与されるステイグマへの恐れ、及びこれを回避するために他者との交流を絶つことが、「声を抑圧するバリア」となることが指摘された。いわば、外因性の「声の出しづらさ」である。その一方でホルトは、現在進行中の「子による親に対する暴力」という事態を、被害者である親自身が認識したくない、信じたくないという気持ちが「声を抑圧するバリア」となり得ることも指摘した。これはいわば「認識の歪み」という内因性のバリアである。次節では、この内因性のバリアの問題を取りあげたい。

性的児童虐待における「自分のストーリーを語る権利」の剥奪とその取戻し

セラピストのA.カムスラー (Kamsler, A.) は、性的児童虐待の加害者がストーリーを作りあげ、事件に意味づけを行うことで、被害者である子どもは「自分のストーリーを語る権利」を剥奪される、と指摘している (Kamsler, 1990:17-18)。それは具体的に以下のようなことである。

- (1) 加害者は「虐待を受けたのはあなたの責任だ」というメッセージを明示的あるいは暗黙の裡に被害者に送る
- (2) 加害者は被害者に対して、「これは人に知ら

れたら困る秘密だ」という意味づけを与え、そのことによって被害者は被害について誰にも語れず、家族の中でさえ孤立する

- (3) 加害者はあらゆる手段を用いて被害者をコントロールしようとし、この外傷体験は、成人後の被害者にとって、親密な異性関係における恐怖やパニックの引き金になる

性的虐待も含め、すべての児童虐待における被害者の「声の出しづらさ」は、加害者から付与された「無力で劣った自己像」という意味づけに由来し、その意味で「歪んだ認識」という内因性のバリアといえる。しかしこの自己像が外部から、とりわけ加害者から付与されたものであるという点では、外因性ともいえ、内因性と外因性の結合形態という方が正確である。

先にカムスラーをセラピストとして紹介したことからも推測されるように、彼にとって「虐待被害者の声の出しづらさ」という状況は、治療的介入の対象であり、社会調査という科学的営為の対象ではない。そのことに留意した上で、虐待被害者に見られるような歪曲された自己認識が「声を抑圧するバリア」となる場合、このバリアを除去する方途の一つとして、D.エプストンとM.ホワイトの「書き換え療法」を挙げたい。彼らの論文「書きかえ療法——人生というストーリーの再著述」はS. マクナミーとK. J. ガーゲンの編著に収録されている (McNamee & Gergen, 1992, 野口裕二・野村直樹訳, 1997: 139-182)。

書き換え療法においては、各人は「自分の経験を枠づける意味のまとまり」としての「ストーリー」をもち、新しい経験はこのストーリーに照らして解釈され、従来からの経験と関係づけられる。また、ストーリーに適合する経験は取り上げられるが、適合しない経験は取り上げられない。このようにして、ストーリーがその人の生き方や人間関係に大きな影響を与え、方向づける。

人生は経験をストーリー化し、またストーリー

に従って演技することとも言える。問題は、このストーリーが権力をもつ他者から与えられ、ネガティブな私たちで個人の生き方、人間関係を支配する場合である。エプストンとホワイトはこれを「ドミナント・ストーリー (dominant story)」と呼んだ。

書き換え療法とは、この「ドミナント・ストーリー」を「オルタナティブなストーリー¹⁾」に書き換える作業を、治療的介入者とクライアントが対面的状況において、介入者の支援のもとに協働して行うことである。その意図するところは、以下の3点である (McNamee & Gergen, 1992, 野口裕二他訳 1997: 166-167)。

- (1) その人の人生や人間関係を貧しいものになっている知識や物語から、その人自身が〈離れられるよう〉手助けする。
- (2) その人が服従を余儀なくされている自己 (像) や人間関係に〈対抗できるよう〉援助する。
- (3) その人にとって望ましい結果をもたらすオルタナティブな知見またはストーリーに沿った方向で自分の人生を〈書き換えられるよう〉励ます。

歪んだ自己認識が「声を抑圧するバリア」である場合、治療的介入者との協働作業でこの自己認識を修正し、自己のストーリーを再構成するのは、当然のことながら「クライアント」であって「被調査者」ではない。我々はここで二つの問いを抱えることになる。

その一は、調査者の介入、被調査者との協働作業という要因を無くして、被調査者における内因性の「声を抑圧するバリア」の克服は如何にして可能であろうか、という問いである。その二は、調査において調査者と被調査者が対面的状況における協働作業を行うなかで、被調査者の内因性のバリアを克服することは、科学的営みとして果たして論外と言えるのか、という問いである。

その一、二とも、根源的な性格を持つ問いであり、本稿で結論を出すことはできないが、関連する事柄について多少述べてみたい。

調査者と被調査者との〈関係〉

従来からの社会調査技法においても、調査者と被調査者との間に形成される〈関係〉を重視する立場は数多くあった。シカゴ学派の研究に多く採用された「参与観察法 (participant observation method)」はその一例であり、他に「非指示的面接 (non-directive interview)」等がある。参与観察法によって調査を行い、代表作『ストリート・コーナー・ソサエティ』を著わしたW.F. ホワイト (Whyte, 1943, 寺谷弘壬訳, 1974) は、調査者と被調査者との〈関係〉について、「全面的没入 (total immersion)」は回避するが、被調査者の生き方には好意的関心を示し、接触頻度は高い方が良い。地域社会の葛藤には巻き込まれるな、と述べている。(Whyte, 1943, 寺谷訳: 33-35)。

奥田道大は、F.J. レスリスパーガーとW.J. ディクソンに拠りながら (Rhoethlisberger & Dickson, 1939, *Management and the Worker*)、「面接は面接者と被面接者とのあいだにひとつの社会関係を形成する」ということを基軸として、「面接者はたんに、相手が話したがっていることに耳を傾けるだけでなく、また、相手が話したがらないこと、あるいは助けなしには話すことができないことにも耳を傾けなければならない」、「面接者は、相手の個人的関係を、その社会的文脈の中でとらえなければならない」と述べている (奥田, 1967: 84-85)。

参与観察法、非指示的面接法いずれにおいても、〈関係〉を重視する目的は、被調査者をより深く「理解」することであるが、これは被調査者の「治療」や「自己変革」ではなく、先のその二で述べた「調査と介入」問題に対する答えとはならない。



被調査者(当事者)による集团的ディスカッション

APA研究の中で、「被調査者(当事者)による集团的ディスカッション」の技法を採用したのは、B.コットレルとP.モンクである。彼らはそれぞれ別々の対象者を調査したが、同一の調査技法を用いた。後にその二つの調査結果の分析を共著論文として発表したため、この論文に拠りつつ、技法を紹介したい(Cottrell & Monk, 2004:1072-1095)。

コットレルは、カナダの社会学者であるが、1995年から1996年にかけてカナダ保健省からファンドを得て、M-A.フィンレイソンとともにAPAについての調査を実施した。その調査は、まず、①十代の子から虐待された経験を持つ34人(女性が32人、男性が2人)の保護者に対する半構造化された個人面接調査(対面的状況によるものが25人、電話によるものが9人)、②同じく子による被虐待経験を持つ保護者11人による「焦点的集団ディスカッション(focus-group discussion)」である。これらの被調査者は、地方新聞、あるいはラジオ、テレビ広告を通じて募集された。

次に、③保護者を虐待した経験を持つ39人の若者(男女)による、自らの経験についての「焦点的集団ディスカッション」である。彼らは支援グループ、地方行政機関、ソーシャルワーカーから調査者に紹介された。最後に、④29人の行政福祉職員による「焦点的集団ディスカッション」と5人の職員に対する個人面接調査が実施された。

個人面接調査、焦点的集団ディスカッション、いずれの調査においても、先行して半構造化された質問紙による調査が実施された。この調査は、クローズド・エンドとオープン・エンドの質問項目から成り、クローズド・エンドの質問項目では、デモグラフィック・データ、家族構成、若者の性格特性等に関する情報が集められた。オープン・エンドの質問では、保護者に対する若者の暴力のダイナミクスに関する情報が自由記述式の回答を通じて収集された。

焦点的集団ディスカッションと似た名前をもつ調査技法に「焦点面接法(focused interview)」がある。この技法はまず、一定のサンプルについて指示的面接法等で分析して仮説を立てる。次に有意的にサンプルを抽出し、主観的経験に焦点をあてた面接によって、仮説の妥当性を検証するというものである。しかし、コットレルらの「焦点的集団ディスカッション」では、先行して全員に実施した質問紙調査を分析し、その結果からさらにサンプルを抽出するという手続きはとらない。彼らの「焦点」とは、自由記述式質問への回答からディスカッションのテーマ・内容を絞り込んでいくことを意味する。

被調査者の「声を抑圧するバリア」の超克に関して、エクスタインにおける opening vignette、や probing question の使用、また書き換え療法におけるドミナント・ストーリーからオルタナティブ・ストーリーへの書き換え等を見てきた。そこで直面した問題は、調査者が介入することなく、被調査者の「声を抑圧するバリア」の克服はどのようにして可能か、という問題であった。focus-group discussionはその一つの方法であり、被調査者のみが集团的ディスカッションを行うことで、バリアの克服をはかる。それを可能にするのは、他者の語りに触発されて、それぞれの切実な体験を言語化したり他者と共有したり、またその活動を通じての個々人の自己認識を修正することと考える。

この focus-group discussion に類似したものとして、「当事者研究」における「ピアサポートグループ・ディスカッション」について見ていきたい。

当事者研究における

ピアサポートグループ・ディスカッション

当事者研究は、2001年に北海道の「浦河べてるの家」で始まった。べてるの家はソーシャル・ワーカーの向谷地生良が1984年に浦河教会の古い会堂を改修して設立したもので、精神障害

を抱える人々の回復者クラブ「どんぐりの会」が母体になっている(浦河べてるの家,2002:24-28)。べてるの家では、日高昆布の産地直送事業等の「商売」、1ヶ月に100回近くも開かれるミーティング、各自が幻覚妄想体験を語る「幻覚&妄想大会」、当事者研究、自己病名をつけること等様々なユニークな活動が展開されている。

そのうちの当事者研究について提案者の向谷地は、「従来の〈研究〉は医師や研究者が、するものであって、当事者は主体的に入る余地のないものでした。しかし研究の分野こそ当事者性を打ち立てるべきではないか、と思います」(浦河べてるの家,2002:158-161)。

「研究」と言っても「自分の内面を見つめ直す」とか「反省する」等は、従来のカウンセリング等でも行なってきた。一方、向谷地は、「感情の爆発」に悩む当事者に、自分を見つめ反省しすぎることはかえって爆発を引き起こしてしまうので、爆発する「つらさ」をいったん自分の外に出し、研究対象として見つめる(=外在化する)ことを勧める。「また研究という形をとることで、生きづらさを抱えて爆発している多くの仲間たちを代表して、そういう仲間たちと連帯しながら、自分のテーマに迫っていけないのではないか」とも述べている(浦河べてるの家,2002:159)。

向谷地は、当事者研究に共通するものとして以下の五つを挙げている。

- ①〈問題〉と人との切り離し作業
 - ②自己病名をつけること
 - ③苦勞のパターン・プロセス・構造の解明
 - ④自分の助け方や守り方の具体的な方法を考え、場面を作って練習すること
 - ⑤結果の検証
- (浦河べてるの家,2006:4-5)。

①～③は「外在化」の作業、④～⑤は得られた知見の検証と応用といえる。これにより、当事者研究がすぐれて社会的であることがわかる。

哲学者の石原孝二は、前掲の①～⑤のうち②以外は、認知行動療法やSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)の技法や思想にも見出すことができるが、以下の2点で当事者研究は認知行動療法と決定的に異なっているとしている(石原,2013:30-32)。

その一は、認知行動療法では主導権はセラピストにあるが、当事者研究では、あくまでも当事者自身が問題を捉えることが目指される。その二は、認知行動療法が「問題解決」を目指すのに対して、当事者研究では「問題の管理」すなわち「症状の自己管理や再発の注意サインの把握等」(向谷地,2009:90-91)が目指される。

この「問題管理」には、問題そのものは解決されていないが「解消される」効果があるとされている。「問題が解決されていないが解消される」という状況は、V.フランクルの実存分析における「不安神経症」への対処を想起させる(Frankl,1952,霜山徳爾訳,1957:204-207)。

フランクルは「不安神経症の心理」において、「最も重要なことは患者に不安に対する距離をもたせることである」と述べている(Frankl,1952,霜山訳,1957:204)。彼は『「不安をもって」人は行為してはならないとどこに書いてあるだろうか」と問い、ある患者のエピソードを紹介している。「ある広場恐怖の患者は家を出る時に玄関の鏡の前で自分の姿に向かって帽子をあけて、では私のノイローゼと一緒にこれからでかけて参りますとって自ら笑ったというが、このようにしてその症状に対して態度を変え、距離をとることができたのである」(Frankl,1952,霜山訳 1957:207)。

「外在化」は当事者研究におけるキー・コンセプトであったが、ピアサポートグループ・ディスカッションのキー・コンセプトでもある。

ピアサポートグループは、1935年にアメリカで設立されたアルコール依存当事者の会であるAA(Alcoholics Anonymous)が源流で、1948年に日本患者同盟、1951年に全国ハンセン氏病患



者協議会が結成され、1960年代から70年代にかけてさまざまな分野でピアサポートグループが作られていった(久保, 1998: 45)。

「浦河べてるの家」もまたピアサポートグループを基盤としている。向谷地は「三度の飯よりミーティング」という言葉で、べてるの家の活動における「話し合い」の重要性を指摘している。「話し合い」は自己表現の場であるとともに、支え合いの場でもある。べてるの家のメンバーは過去において「関係」に挫折し、「表現することの危機」に陥ってきた。

ミーティングとは、「問題を出し合い解決する場ではなく、傷つき、自信を失いやすい者たちがお互いを励まし合うプログラム」であり、また「『関係』において回復し、『関係』の中で自信を取りもどしていく」場である、と向谷地は述べている(浦河べてるの家, 2002: 94-97)。

2 介入・援助者を調査する 「子による親に対する暴力」調査の場合

先に紹介したコトレルとモンクの「子による親に対する暴力(APA)」についての調査・研究においては、加害者としての若者、被害者としての保護者以外に、福祉職の行政職員に対して、個人インタビュー調査および焦点的集団ディスカッションが実施されている。そこにおいては、「あなたが取り扱ったAPAケースにおいて、虐待を規定する諸要因は何であるとあなたは認識しましたか」という導入的質問がなされ、それに基づいて被調査者は各自の「認識」を述べ、またディスカッションを行った。

当事者が「声を出しづらい」あるいは自らの経験をいまだ言語化できない状態である時、援助者として介入し当事者と相互作用を行っている福祉職の行政職員が、事態をどう認識しどのように対処したのかを知ることが重要である。これが、福祉職の「主観的認識」というバイアスがかかっていることに留意するという条件のもとで、問題認識の一つの情報源たりえる。

筆者もまた日本で「子による親に対する暴力」について複数回調査を行っており、これらの調査は当事者(加害者、被害者)ではなく、介入・援助者を対象として実施された。

最初は平成20~22年度科学研究費助成事業助成金(基盤研究(C), 研究課題名「家庭内暴力発生のダイナミクスと有効な対応」, 研究代表者井上真理子)によって実施された。平成22年4月に全国の都道府県警察本部少年課に対して行った「少年による家庭内暴力についての質問紙調査」(回収率68.1%), および平成23年1月に行った全国の相談・支援活動を行っている民間団体から64団体を無作為抽出し調査対象とした「少年による家庭内暴力についての質問紙調査」(回収率24.6%)である。

二度目は、平成26~28年度科学研究費助成事業助成金(基盤研究(C), 研究課題名「青少年の家庭内暴力に対する民間団体の取組と家族への支援」, 研究代表者井上真理子)によって実施した。平成28年6月に、平成23年1月に行った調査と同一の民間団体を対象に、「少年による家庭内暴力の現状と有効な対応についての質問紙調査」を行った。しかし、回収率が17.2%で、有効回答率は7.8%と極めて低かった。

ちなみに平成23年1月の調査では、回収率は24.6%で、そのすべてが有効回答であった。また平成28年6月の調査では、団体の所在そのものが不明で、返送されてきた質問紙も多かった。そのため、当初の計画を変更し、平成28年11月に全国の都道府県警察本部少年課に対して、「少年による家庭内暴力の現状と有効な対応についての質問紙調査」を行った。この場合は、回収率が61.7%、有効回答率は38.3%であった。

このように、平成28年6月に実施した相談・支援民間団体を対象とする調査が不完全な結果となったので、本論文では、平成22年4月実施の都道府県警少年課に対する調査と平成23年1月の民間団体に対する調査のみを取り上げることにする。

なお筆者は、平成16～28年度にかけて連続して科学研究費補助金、科学研究費助成事業助成金を交付されて、ファミリー・バイオレンス（児童虐待、子による親に対する暴力）についての調査・研究を行っている。本論文で紹介する調査も含め、詳細は『ファミリー・バイオレンスと地域社会——臨床社会学の観点から』（井上、2018）をご参照いただきたい。

平成22年4月の都道府県警察本部少年課調査および平成23年1月の民間団体調査

平成22年8月の都道府県警少年課調査と平成23年1月の民間団体調査は同一の質問紙を用いて実施した。当事者ではない介入・援助者に対する調査を、複数の性質が異なる組織・集団に対して行うことで、調査結果の差異がバイアスの修正に役立つのではないかと考えたためである。

質問項目は全10問で、問1から問6において、過去5年間の相談件数、少年の学職別内訳、家庭内暴力の類型（たとえば家庭内暴力+不登校・引きこもり、家庭内暴力+不良行為・非行等）、家庭内暴力の対象、家庭内暴力の原因・動機、家庭の職業、両親の学歴、両親の性格傾向を尋ねた。問7～問10は自由記述式回答で、親子関係の特徴、少年に共通する性格特性、相談に対する助言・指導の方針や留意点、助言・指導に対する家族の受け止め方、助言・指導が家族にもたらした変化を述べてもらった。

自由記述式回答に述べられた事項を分類・分析するにあたって、「入れ子型エコロジカル理論（Nested Ecological Theory）」モデルを使用した。

「入れ子型エコロジカル理論」は、元来はU.ブロンフェンブレナー（Bronfenbrenner, 1979）が、人間の発達に関する研究の理論枠組として考案したものであるが、後にファミリー・バイオレンス研究に導入され、現在は主要な理論的枠組となっている。

入れ子型エコロジカル理論モデルでは、入れ子状に重なり合い相互に影響を与え合う次の四つのシステム、①マクロシステム（Macrosystem）、②外システム（Exosystem）、③ミクロシステム（Microsystem）、④個体発生的要因（Ontogeny）が設定される。そのうえで、ファミリー・バイオレンス発生に関わる要因はどのシステムに属するものかを分類し、要因相互の関係を明らかにする。本論文では、その性質上、調査枠組・調査方法の紹介のみにとどめるが、調査内容と分析については、前掲の拙著をご参照いただきたい（井上、2018：51-53, 126-132）。

まとめにかえて

本論文では、被調査者の「声の出しづらさ」をテーマとし、調査者がその声に耳を傾けようとすると、被調査者の「声を抑圧するバリア」の克服という課題に直面し、そこに「調査と介入」という問題が生じることを指摘した。介入者・援助者に対する調査はその一つの対処法である。「調査と介入」は、科学的営為と実践という古くからの社会科学をめぐる問題の系譜につながるものであり、筆者においても一層の追求を課題としたい。

文献

Bronfenbrenner, U., 1979, *The Ecology of Human Development*, Harvard University Press.

Cottrell, Barbara & Monk, Peter, 2004, "Adolescent-to-Parent Abuse: A Qualitative Overview of Common Themes", *Journal of Family Issues*, 25(8):1072-1095.

Ekstein, N. J., 2004, "Emergent Issues in Families Experiencing Adolescent-to-Parent Abuse" *Western Journal of Communication*, 68(4):365-388.

Frankl, Victor E., 1952, *Aerztliche Seelsorge*, Wien: Franz Deuticke (=1957, 霜山徳爾訳「死と愛：フランクル著作集2」みすず書房)。



- Holt, Amanda, 2013, *Adolescent-to-Parent Abuse: Current Understanding in Research, Policy and Practice*, Bristol: The Policy Press.
- 井上眞理子, 2018, 『ファミリー・バイオレンスと地域社会——臨床社会学の視点から』多賀出版.
- 石原孝二, 2013, 「当事者研究とは何か——その理念と展開」石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院, 12-72.
- Kamsler, A., 1990, "Her-story in the Making: Therapy with Woman Who Were Sexually Abused in Childhood" in Durrant, M. and White, C. (eds), *Ideas for Therapy with Sexual Abuse*. Adelaide: Dulwich Centre Publications.
- 久保紘章, 1998, 「セルフヘルプ・グループとは何か」久保紘章・石川到寛編『セルフヘルプ・グループの理論と展開』中央法規出版, 2-10.
- McNamee, Sheila & Gergen, Kenneth J., 1992, *Therapy as Social Construction*, Sage Publication. (=野口裕二・野村直樹訳, 1997, 『ナラティブ・セラピー——社会構成主義の実践』金剛出版).
- 向谷地生良, 2009, 『統合失調症を持つ人への援助論: 人とのつながりを取り戻すために』金剛出版.
- 奥田道大, 1967, 「データ蒐集の技法(II): 事例的調査法」福武直・松原治郎編『社会調査法』有斐閣.
- 浦河べてるの家, 2002, 『べてるの家の「非」援助論——そのままがいいと思えるための25章』医学書院.
- Whyte, William, F., 1943, *Street Corner Society: The Social Structure of an Italian Slum*. Chicago: The University of Chicago Press. (=寺谷弘壬訳, 1974, 『ストリート・コーナー・ソサイエティ』垣内出版)

 注

- 1) それまで支配してきた「ドミナント・ストーリー」からクライアントを解放する代替的なストーリー。